

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 18 2175

23-2-3 (6a)  
DEF DOO # 3061

E3 891

元陸軍大佐山崎有元は昭和十六年（一九四一年）三月一日附を以て侍従武官に補せられ昭和十九年（一九四四年）十二月二十一日迄其の職に在つた。従つて其の期間には参謀本部に在職してゐなかつたことを證明する。右事實は復員同人等談に採官してゐる「参謀部参謀長官名簿」により調査したものである。

昭和二十三年一月二十一日

厚生省復員局文書課長 美山 徳 威

右署名捺印は自分の面前に於て為されたるものなることを證明する  
面 日 於 向 所

立 出 人 内 山 弘

135-2

裏面白紙

23-2-9(7)  
Def. No. 3092

Def. No. 3092  
~~3092~~

自分供出ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供出致シマス。

宣醫供出書

供出者

田 弘 志

東京陸軍奉養所  
亞米利加合衆國其他  
對  
荒木貞夫 他其

裏面白紙

付私は一九四一年四月より一九四三年三月迄日本参謀本部第二部即ち情報部の編造班長を勤めて居りました。私は山本大佐の後任者でありました。香取少佐は私の下級者でありました。

日本一月二十九日フリッツ、ホン、ペーター、ドルフ證人が管法

廷に於て供述しました宜言口供審中に私の氏名を挙げ又一九四一年

又は二年に於て日本の参謀本部よりソ聯に對する情報を得たことに

關し供述致して居りますがその中事實と相違する點を申上げます。

白石の中一九四一年三月から右ペーター、ドルフが歸國するまでに

参謀本部より情報を得たとすれば編造班長たる私又は私の下級者よ

り得るの外はないのであります。實際は此の情報のためには、クレ

ツチマール大佐が毎週二回程度私の所へ來たのでありまして、クレ

ツチマールが旅行か何かの事故のため來ることが不能であつた時、彼が

來る習慣でありました其の回数も極めて少なくなつたと記憶します。

裏面白紙

又新造の時には私は彼に會はず管攻が懸待しました。其際には管攻  
 後管攻は私に新々の話しをしたと報告するのが列でありました。  
 管攻時の情報といふのは新造よりは日洲戦争の状況を知らせて來るの  
 でありまして、我方よりは太平洋戦争の戦況を通報したのでありま  
 す。我方よりソ聯軍の配直その政軍は輸送、偵察等に於ける  
 情報を各週別に供給したことは極めて稀れであります。私がクレン  
 チマー武官より尋ねられた事は或るとき唯一回獨逸側に於ては  
 諜報にソ聯軍所屬の兵隊を發見したが右兵隊を抽出して西に送つ  
 た情報はなにかと尋ねられ「ロシア一線に適合せましたが確證がな  
 いので「明確に分り兼ねる一旨答へた事がある位です。  
 管攻より管攻の見本と其の設計圖を受取つたことはあります。然し  
 これは天皇への贈物ではなく管攻本部に贈られたものであり、又特  
 に懸念なる式を経て管攻部長へ傳達した杯といふことはありません

裏面白紙

Ref. Doc 3062

又これを主として滿洲戰線に於て使用さるべきものと決定された事實は全く無根であります。

裏面白紙

Ref. Doc 3082

昭和二十三年（一九四八年）二月二日

於極東國際軍事裁判所

供述者 穂田弘志

本ハ當立會人ノ前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス  
同日於同所

立會人 清 潤 一 郎

裏面白紙





23-2-9 (A)  
Def. Doc 3041

E3893  
R.H.H.C

~~3893~~

目分  
細ク供  
送送  
取取  
マシ  
マス。

宣  
替  
送  
送  
書

漢  
送  
者  
ウ  
レ  
シ  
身  
ノ  
ミ  
テ  
通  
ノ  
リ

宣  
替  
送  
送  
書  
其  
他  
其  
他  
其  
他  
其  
他

裏  
面  
白  
紙

茲は一九四一年十二月大東亞戦争の開始より一九四五八年八月終戦に至る  
 までの間は引続き参謀本部内務十課に勤務して居りました。最後の階級  
 は陸軍中佐であります。  
 参謀本部第十課は船舶及鐵道運輸係を所管して居りました。  
 作戦地より内地への輸送は参謀本部の所管でありました。参謀部長の下に  
 運輸通信長官、船舶司令官、船舶輸送司令官等の職員があつて之を管理し  
 ます。現地の運輸收管所に入りたる件等は現地軍司令官が陸軍大臣の統  
 轄の下に之を管理します。此の陸軍大臣統轄の下にある運輸を内地に輸  
 送せんとする場合は陸軍省側より参謀本部側へ多くは船舶輸送司令官へ  
 に輸送請求を爲し参謀本部の責任の下に海上輸送を行ひます。此の場合  
 船舶内に於て陸軍の一門を引率する任務收管所長又はその代理官は陸軍  
 大臣の統轄を受けつつあります。法廷證第一九六五號即ち  
 陸軍司令官其他参謀本部の補員下に立ちます。

裏面白紙

昭和十七年陸軍省第一五〇四號陸軍省の編成に於ける運送が陸軍次官及陸軍省  
次長より陸軍省に於てなされたのは作戦地より内地への輸送が石の  
如く省部双方の協力に於てなされたからでありまして陸軍大臣が統帥部内の  
ことに付き命令を發したといふことを意味するものではありませぬ。

裏面白紙

Der. Doc. 041

昭和二十三年（一九四八年）一月二十九日

於東京國際軍事裁判所管内

洪 逸 香 瀧 野 通 規

4

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。  
同日於同所

立會人 河北 健治郎

裏面白紙

D. S. P. O. 1 + 1

良心ニ從ヒ眞實ヲ達ヘ何事ヲモ欺セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣 誓 書

署名捺印 尾野通執

裏面白紙

高橋

吉田外相宛書面（原英文）

拜啓仕候。幣原男が外相として貴下がその下に次官として聖上陛下の御前に一週一週外交問題の御進講を擔任するため小生を御指名相成りたるは既に十六年餘の昔に有之候。小生はこの光榮ある任務に留まること約三ヶ年、その間陛下に咫尺して具さに御性格を御観察申上ぐるの得難き機会に恵まれたる次第に有之候。その結果小生は陛下が先天的に平和を愛好せられ、眞理探求の御念慮深く、且つ人民の福祉に對して至純なる御關心を有せらるることを沁み々々と

2919  
吉田外相宛書面  
（原英文）

問題に對して至純なる御關心を有せらるることを沁み々々と  
御一と感ぜられ申候。彼の滿洲事變の勃發に際して陛下の示し給ひし御態度は疑いの餘地なきもの有之、當時小生が信すべき筋より知り得たる所によれば事變當初の數ヶ月間は陸軍大臣並びに參謀總長は管轄事項御報告のため拜謁の部度殆んど事毎に厳しく御叱りを蒙りたりとの事に有之、小生自身も陛下より「何々の件に關する政府の決定は外務省の發祥か陸軍省の提議か」との御下問に接すること展なりしを想起致候、要之陛下は何れの語においても典型的たる「日本天皇」に在しませんと申すべく候、然れども滿洲事變に端を發し

有栖

吉田外相宛書面（原英文）

拜啓仕候。幣原男が外相として貴下がその下に次官として聖上陛下の御前に一週一回外交問題の御進講を擔任するため小生を御指名相成りたるは既に十六年餘の昔に有之候。小生はこの光榮ある任務に留まること約三ヶ年、その間陛下に咫尺して具さに御性格を御覽察申上ぐるの得難き機会に恵まれたる次第に有之候。その結果小生は陛下が先天的に平和を愛好せられ、眞理探求の御念感深く、且つ人民の福祉に對して至純なる御關心を有せらるることを沁み々々と感得仕候。而して外交問題を諸外國との交友關係には特別なる御興味と御希望とを寄せらるることを發見致候。只だ軍部に對しては一種本能的なる御危惧を懷かざるものあるやに拜せられ、大元帥の御稱號と當時着御の御軍裝とは凡そ陛下の御人柄にそぐわざるものの一隨一と感ぜられ申候。彼の滿洲事變の勃發に際して陛下の示し給ひし御態度は疑うの餘地なきもの有之、當時小生が信すべき筋より知り得たる所によれば事變當初の數ヶ月間は陸軍大臣並びに參謀總長は管轄事項御報告のため拜謁の部度殆んど事毎に嚴しく御叱りを蒙りたりとの事に有之、小生自身も陛下より「何々の件に關する政府の決定は外務省の發祥か陸軍省の提議か」との御下問に接すること屢なりしを想起致候、要之陛下は何れの點においても典型的なる「日本天皇」に在しませと申すべく候、然れども滿洲事變に端を發し

裏面白紙

たる時局の流れは忽ちにして絶大なる積力を加え、一切を押し流さ  
 ずんば已まざるの勢力となり、如何なる明君賢相と雖もこの奔流が  
 その自然の経過を了はるまで一人の力克くこれを堰き止め待べく  
 もなく、激流は果してその益行を奔り盡し我等は今正に深淵の眞  
 只中に喘ぎつつある次第に有之候  
 日本國民はその受けたる衝撃の深刻なるに茫然自失し、今一時何  
 を考え何を信ずべきかに迷えるもの如くに候、これまで彼等は國  
 を神國、元首を天子と呼び眞に盛大たる難局に方りては必ずや天佑  
 神助あるべきを漫然信じ來りたる是今同は彼等が期待したる如き神  
 風は遂に吹かず、却つて地震、颶風、洪水、饑饉の災厄に見舞われ  
 聖職と稱したる聖役も無厭なる度北に終わり國土は開闢以來始めて  
 外國軍家の占領に交せられつつあり、この悉るべき現實に直面して  
 彼等は全幅の幻滅を感じ失望と憤懣とは彼等を覆つて神明に對する  
 従來の信仰を一掃せしめ歴史と國體とに對する彼等の評價が空前の  
 退潮を示しつつあるも誠に已むを得ざる儀と存候、現下日本の豫相  
 は彼のヘブライ史の陰惨なる一節を強く想起せしむるもの有之候、  
 國を失いローマの羈伴に呻吟したるこの民族は豫言せられたる救世  
 主出でてデヴィッド・ソロモン治下の會つての榮華が彼等に回復せら  
 れんことを切に待望せる處現われ出でたるはナザレのイエスにして  
 それに却つて「シーザーの物はシーザーに、神の物は神に」歸せし

裏面白紙



むべきを説く救世主たりしかば彼等の期待は全く裏切られ、失望の末遂に彼等の救済者を十字架に殺戮するの重大罪科に運坐致し候、今日の日本國民も神と天皇とに對し求むべからざるを求め、而してこれを與えられざりしがため深き悲憤を覚へ將に「永遠の否定」に身を委ねんとしつづるには非ざるべきかと存候、今こそ我等一同最も憂慮なる心と深甚なる憤懣とを以つて神前にぬかづくべき時たるに世上の趨嚮は全くこれと背馳するものあるやに認められ現下の局面において特に憂慮すべきはこの點に存せずやと息料せられ候

一枚の白紙を取り紙端をたむ際と同様二度折り返して

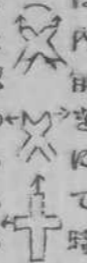
の形となし點線に沿いてこれを縦に等分に切断せば封入の如き九紙片を得べく、これを置き並ぶれば眞字「日本」と相成り候、これを更らに別様に配列すれば十と五五とに作り得べく候

小生は貴下の尊嚴を冒して戯れを敢てするものには無之實は頗る眞面目の通り有之候、これは數年前日猶協會會長酒井勝重氏の著「三丁政変」(チャパン・ジーサス・ジュウス)と題する書物にて讀み知りたることにて第一次世界戦争に方り英國の一番辯婦が發見せる判じ物なる由に有之候、日本及び日本語に於て知識もたかるべき筈の外國人が如何にしてこれを發見せるかそれ自身一種の謎なれどそれは鬼も角現下の窮境に投ぜられたる我等日本人に取りては一片の慰み事として軽く看過するに餘り冷感なる示唆を含むやに存せられ

裏面白紙

候、笑わゆるやも知らねど小生は我等がこの謎を如何に解き何をその中に讀み込むかに日本の將來が懸るといふも過言に非ずとさえ信じ度き次第に御座候、何人にも一見明かなる謎の寓意は先づ古き日本全構成を取ほごし一切の廢物、惡弊、罪障、汚穢を除きてこれを根の國に放ち斯くしてこの大禊禰の後には十字によりて象徴せらるる物のみがこの國に止まらんとしに有之候、日本のこの解體過程は我等の面前において大車輪に進行致しおりに神明的の見えざる手捌きを取らせざる者は甚だ迂愚なるの誹りを免れざるべく、而して今後の新構成も同じくその見えざる手に導かるべきことまた疑いなき次第と存候、果して然らば問題の核心とも精隨とも見るべきはこの十字に存すと申すべく、それは精確には抑も何を意味すべきや、日本を擧げてキリスト教に以宗ざるの謂なるべきや、これに對しては然りとも否とも判じ難く、周知の通り宗教の問題は甚だ複雑にして何れとも遽かに斷定すべからずと存候

由來十字は専ら基督教の象徴と考えられ候へ共キリストも生前その使徒に對し「十字を執れ」と繰返し述べあるに願みれば必しもイエスが磔刑に處せられたる十字架を意味するものには非して寧ろヘブライ民族はその以前より十字を以つて時間（縦）と空間（横）とに亘つて遍在し各時代各地方において様々に呼びなざる至上の

存在を表徴するものと考へたるには非るべきか、而して我が日本の伊勢神宮も兩宮併せて天照皇大神宮なる一社と看做され、内宮外宮の千木の切り方を違へることによつて同じく十字を表示する様相成りある趣に有之、即ち内宮は内削ぎにて時間を、外宮は外削ぎにて空間を代表すと申され候、また内宮の寶鏡の裏面には一見ヘブライのアルファベットと認めらるる文字の記号ある由なるのみならず、ジェルサレム宮殿の十二個の門の一には十六の菊花紋章掲げられある趣に有之、神事(に)關するこれら及びその他多くの類似點と共に民族の特徵にも彼我相通ずるところ著しきものありとて日本人のみならず外國人中にも日本とユダヤと密接なる關係ありとの説をなすもの有之候、最密なる科學的研究が果して都の邊まで斯の如き推斷を容認すべきや未定なるもそれはさて置き、其處に現下の我等に直接重大なる關係ありと認むべき一面有之やに存候、ユダヤの亡國がこの民族の神觀の墮落殊にその偶像崇拜に歸因すとは一般に説かるる所なるが、我日本今次の敗亡も一方惟神の大道が歪められ遠蔽せられたると謂ふ國民の大多數が神拜の一事に無關心となり、或いはそれが全く物質的御利益主義に墮したる事かその根本原因には非るべきか、モーゼの教えが後世のヘブライ民族の手根に混迷と形式主義とに墮し去りたるがため神は「律法を破壊するため

に非ず、これを成就するがため一にキリストを降し玉えりと説かる  
 る如く、我が日本の惟神道も若しそれが果して「神の道」を意味す  
 とせば疾く既に一大廓將を要したるべき筈に御座候、而も事物自然  
 の道理より見てこの世の絶對の神に二色あるべき筈なく、また唯一  
 の神の道に二様の調あるべきにも非ずと存ぜられ、而してその絶對  
 なる神の屬性は「何人も語らざりし如く語れる」キリストの教説に  
 おいて曾つて見ざるまでに如實に啓示せられあるを思えば小生は我  
 等日本人もそのまゝイエスの教義を受容れて差支えなきにあらずや  
 と存候、我神道家の中にも惟神道を正しく解すればキリスト教に頗  
 る近きものとなるべきを認むる者少なからずこれあり、今や頑迷派  
 の一帯と共に惟神道の衣更えは一教に考えらるるよりは案外すらす  
 らと運ぶやも計られず候

尤も從來の意味における宗教としてキリスト教が廣く日本に行き  
 渡るは容易の業にはこれ無かるべく何れの途幾多の年月を必要と致  
 すべく候、固よりそれが決して不可能に非るべきは日本佛教の歴史  
 が示す通りなれど只だ問題は今日の我等にその如き遅々たる自然發  
 展を待つ餘裕ありや、退屈なるこの國の佛教史を今後繰返すが  
 如きことを國民が忍び得るや否やに有之候、これに關連して偶々小  
 生の胸に浮ぶ想いつきは苟も眞面目に考察すれば何人も思い當るべ

き通り、我が天皇制がこの問題の解決に捷徑を提供せざるやの一點  
 に御座候、假りに天皇におかれて深く基督教の精神を御体得あらせ  
 られ、御身を以つて國民をこの道に御導き相成るとせば如何、それ  
 は一朝にして而も全面的に日本を基督教化するの結果を惹起せざる  
 べきや、キリストの言葉と精神とを以つて國民に御呼び掛け相成り、  
 福音の教義を宮中府中に御實踐遊ばさるる天皇の御姿は彼の靈樂の  
 の衣を召して御典を唱誦せられ御自らの西方淨土への御往生を願求  
 し給ひし二、三古えの例に比すれば惟神大道の至むられざる規模に契  
 合する點において彼此固より同日の談にはこれ無かるべく候、今日  
 我等日本國民は將來に向つて天皇制を存続すべきや否やの決定を迫  
 られおり候、選擇の自由を與えらるるにおいては國民の回答は必ず  
 肯定的なるべきを疑わず候え共それは問題の凡てには無之將又その  
 最も重要な部分を無之かと存候、事の核心は我等國民が此の終  
 如何なる御性徳の天皇を改めて元首として仰ぐべきかに有之候、二  
 千年の昔へブライ民族にも同様の問題が課せられ候、而して彼等の  
 與えたる回答は歴史の明かに傳うる通りに御座候、我等はこの問題  
 に如何に對處すべきか謂はば天皇においてキリストを受け容るべき  
 か、これを一個の宗教問題として國民に問うは不可なるべしと存候、  
 尤も彼等の宗教的無關心は何れかといへば却つてこの提案の受諾を

容易ならしむるやも知らず候え共、寧ろ國民には徐々に事の眞實を  
 悟らしめ彼等が氣附きたる時は日既に三竿に及ぶというが如き方途  
 を擇うべきに非ずやと存候、日本にもパリサイ人や律法師の如き舊  
 套墨守の分子は多々あるべきも、我においてはその決定は一に聖旨  
 に懸る次第にて形式や典儀の末に拘泥することなく専ら精神と實質  
 との問題としてこれを見れば今上陛下におかれても基督敎義を御  
 採用相成ることにして御困難はあらせられざるべきかと恐察仕候、  
 幾世紀に亘り御代々の天皇は儒敎の御敎育を受けさせられ、所謂帝  
 王學なるものは主として先王の道に關する孔子の敎に他ならずと存  
 せられ、今日においても御詔勅等は支那古典よりの採用や表現甚だ  
 多く國民中全くこれを解せざる者も少なからざる有様に有之候、抑  
 も西洋の文物輸入に何等躊躇せざりし從來の日本において何故に獨  
 り我御皇室がこれまで基督敎に關し聊かも顧みる所なかりしにや甚  
 だ解し難きことに有之、今こそこの點において急轉換を必要とする  
 時期に達したりと申すべく先づ皇太子殿下の御敎育より御始めあつ  
 て然るべきかと存じ候

裏面白紙

民主主義は今日街頭の標語に有之國政及び國民の民主化に全努力を傾注すること固より必要なるべく候、然れども民主主義とは本來單なる形式や機巧の問題には無之して實は精神及び世界觀の問題に有之候、例えばアメリカの民主主義にしてその精神的理想主義的背景を失はばその結果は如何あるべきか、神を否定し宗教を阿片として排する共產主義の綱領にも拘らずソ連はさきに國民に信教の自由を再び許さざるを得ざりしのみならず、現に彼の國において新宗教運動が抬頭しつつありと傳えられ、由來兩極端は一改すと申され、小生は今正に曙光を迎えたる原子時代は同時に特に宗教的時代となるには非ざるかと存候、されば新しき日本も政治經濟社會の問題は重要なるには相違なきもこれのみは没頭すべきに非ざると考仕候

例えに憲法改正の問題につきても昨今は専ら天皇大權の縮限、人民權の伸張に一般の注意が向けられ居り、それは勿論不可なしと存候もこれら事項は諸外國の憲法を台いて明定せられ居り我は自由をこれに参酌し尋るに問題は比較的簡單に御座候、さりながら日本の我等は絶對平和の民たんとするものには候はずや、去る八月十五日の御詔勅に拜する「萬世泰平」の基は新憲法においてしかと打ち固てざるべからざと存候、將來この國民をして再び外寇に赴かしめずとの天皇の威たる

裏面白紙

建約如何なる尊嚴、如何なる政府の下においても何等の形式に依るを謂は  
 ず國民は兵役に服すること拒むの權利及び國家資源の如何なる部分をも  
 軍需の目的に充當せざるべきこと等の條項は新日本根本法典の礎石たるべ  
 るべからずと存候、これは憲法史上全く新機軸を出しものに有之べく候、  
 一敗地に隸れ征戰十年の疲勞に苦難のどん底にありて意氣銷沈せる我等と  
 しては何れの世にも再び戦うが如きは夢想もせざる所なれど、形式と事情  
 の如何を問はず今後永遠に戦争を執棄すといはば國民中それは自ら別問題  
 なりと思考する者必しも鮮からざるべく、大陸隣邦よりの理不盡なる攻  
 に對する正直なる危懼を懐くもの或は今反國際間の情勢と利害とに根本的  
 異變を察すべしとの由なき期待を胸に藏する正直ならざる人々もこれなき  
 に非るべく吾人にしてこの運命的なる大英行に出づるがためには有ゆる勇  
 氣と決意とを必要とすること申すまでも詞座なく強力なる宗教的信念に燃  
 りるに非ざれば今日の事情においても或いはそこに克服し難き困難を發見  
 するも計られず候、茲にもまた否なこの關係においてこそ天皇制は日本の  
 新政治機構において高だ有月なる事ろ不可缺なる要素たるべしと存候、有  
 体に申せば小生は天皇制なくんば如何にして新憲法の中に平和條項を有效  
 適切に盛り込むべきかを知らざる者に非ざらん、天皇に歸する泰寧と不戢  
 須とを密接不可離に結びつけ而して憲法のこの部分をして純然たる革命を

裏面白紙



他にして將來とも修正不能ならしむることになりてのみこの國民に恒久平和を保つし得べきかと存候

御も明治時代の政治家等は概してプロシヤの憲法に求めて天皇を陸海軍の統率者と定め宣戰の大權を規定してこれが國家の元首に當然なる義と思考したる也彼等にして今少しく日本歴史を深く吟味したらんには建國以來歴代天皇にして陸海常備軍の首長となり或は國民に命じて對外戰爭に従ひしめたる事例は殆んどこれ無き事を發見したるべく明治憲法にこの條項あるがためてこそ近代日本が行いたる幾多の戰爭及びこれに伴う領土の擴張に對し明治天皇以來歴代元首が責任を敢て負はせ給ふこととなり、勞い海外に向つて日本の軍國主義及び侵略主義は建國と共に天皇にその主たる根柢存するかの感觸を興えたるは誠に遺憾の次第に御座候、然れども皇室を造る事と凡てこれより甚だしきは無之候、河人も知る如く皇室の文獻において皇土を安らげく平らげく治らし召すべき天皇の御座候に對し繰返し繰返し強固せられ居り、實にこの條を我魂として新きまつれ一の御神勅を施してはこの平和的御使命こそは天皇に對する皇祖御訓戒の體一と申すべく、小生が日本天皇におかせられ平和王と呼はるるキリストと同一体としてこの國民に臨まるとは最も自然なるのみならず實は皇祖の御遺訓に副い玉う所以なりと言はざるはこの故に有之候、天皇の

裏面白紙

D.P.# 2919

御本質を漸の如く導し新憲法をその精神に基きて制定し而して君民相共に  
 基督教的民主的なる心の習慣を涵養するに於いては遠からずしてこの國は  
 名實ともに永きなる「浦安の國」と相成るべきを疑はず候。

以上明せずして甚だ長文と相成り恐縮に存候、先般御面啓の際小生の意  
 見を書面に記したるものと御注文なりしがこれ程の贅言を弄すべしとは豫  
 期せられざりしことと存候、幸い中途にして肩籠に御投入られなかりしな  
 らば本筆寫を一部幣原首相に御同示願上べく、小生は新憲法に關する意見  
 を首相が如何に受取らるるか未知仕さく存候

昭和二十年十二月十日  
 早々 敬具

葉山にて

白鳥 敏 夫

吉 田 大 人  
待 費

(本文はマ司令部に一月二十日頃まで檢閲のため留め  
置かれたり)

裏面白紙

Def Doc 2920

Exh 5

高橋

Handwritten note on a slip of paper, partially obscured by a dark mark.

如ク供送致シマス  
自付送致函ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ再リ宣書ヲ爲シタル上

供送者

吉田

茂

供送書

荒不貞夫其他

到

極果函際里爭裁判所

並不利加台衆函其他

高橋

如ク供送致シマス  
自付送致函ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ請リ宣齋ヲ爲シタル上次

宣齋供送書

天 延 省

吉

田

茂

1

極果函際呈封判所

並木河川谷衆 其 他

領

荒不貞夫 其 他

裏面白紙

裏面白紙

一 私に昭和二十年（一九四五年）九月十七日から同二十一年（一九四六年）五月二十二日迄幣原内閣の外務大臣を致した後、同年五月二十二日から翌二十二年（一九四七年）五月二十四日迄内閣総理大臣を致しました。是より先昭和十一年（一九三六年）四月一日から同十四年（一九三九年）三月二十日まで英駐在大使、又昭和三年（一九二八年）七月二十四日から同五年（一九三〇年）十一月二十六日迄外務次官でありました。私は明治三十九年（一九〇六年）十一月十五日外交官となり爾後三十三年に亘り外交官で居りましたが、この間私より数年遅れて外務省に入れた白鳥政夫氏と相知る機会を得たのであります。二 神護御書證二九一九號の書翰は白鳥政夫氏が昭和二十年（一九四五年）十二月十日附を以て巢鴨拘置所から自分に宛てた英文を以て認められた手紙の誤なき寫であることを證認致します。

三 右書面はそれより先同年十一月二十六日白鳥氏が入所する直前私と曾見し、敗戦後の日本を如何に建直すべきか、新憲法を如何に制定すべきか、日本宗教の向題、天皇制の向題、戦争現業の向題等に付て、種々口頭を以て意見を述べ之を時の幣原首相にも傳達方を申出たので、兎も角も書き物にして送て呉れるやうとの私の要求に答いて書かれたものであつて、私は白鳥氏の要請を容れ當時首相にも寫を一部手交し

四  
 ました。  
 戦時中白鳥氏が発表した意見を熟知する人々の言に依れば、本善翰の  
 内容は何等かの形に於て白鳥氏が既に屢々述べて居た所から自然に流  
 出すべき結論であつて、敗戦の禍患に基く一時の立場では無いとのこ  
 とであります。生一本を白鳥氏の性格を知悉する私として右の見方に  
 全く同意する次第であります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十二月四日 於東京

供 述 者 吉 田 茂

本ハ當立會人ノ面前ニア宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シマス

同日於同所

立會人

權東國際軍事裁判所辯護人

廣 田 洋 二

裏面白紙

誓  
フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ

宣  
誓  
書

署名捺印  
吉  
田  
茂

裏  
面  
白  
紙



E 3895  
Def, Doc#3088

23-2-9 (10)  
東京府立図書館蔵書  
(1900年) 西 3 5008 (74)

目分 裁 裁 區 二 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヲ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル 上  
次 ノ 如 ク 供 述 シ マ ス

宣 誓 供 述 者 松 本 一

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 東 國 際 軍 事 裁 判 所  
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

E 3895  
Def, Doc# 3083

目分  
次ノ如ク  
我ニ行ハルル  
供述シマス  
方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り  
宣言ヲ爲シタル上

宣 醫 供 述 者 松 本 改 一

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他  
經 東 國 際 軍 事 裁 判 所

裏面白紙

一、私は法的年齢に達し、日本東京都大田區善ヶ谷町六三九番地に居住して居ます。

二、私は一九四二年十一月より一九四四年十月迄外務次官でありました。

三、一九四二年秋戦争の進行に伴ひ在敵國日本人居留民關係事務の處理に關する外務省の仕事が錯綜して來ましたので、これが外務大臣の主管事項である關係上、これ等の事項を特に擔當するため外務省内に一事務室の設置案を起草し外務省居留民關係事務局第二課長に命ぜられました。かくて一九四二年「在敵國居留民關係事務室」案が作成せられ、同月中旬右事務室が設置され、十二月一日事務を開始しました。同事務室設立の當否、その名稱は「及び在本邦敵國人」の語を台んでは居りませんでした。それは官制によつて設けられた局ではなく、外務省内の一つの事務室にすぎず、即ち半

裏面白紙

公式のものでありました。その在歐居留民關係事務室といふ名  
 稱がその半公式な地位を示して居ります。即ちこの事務室は外務  
 省の権限内の事項が割當てられてあるものであつて、内閣又は政  
 府の措置の如く、新卒又は異つた事務を一つの政府機關に振當て  
 る意味のある措置によつて設置せられたものではありません。(全  
 然省內的措置によるもので、規則、命令又は法律によつて設置せ  
 られたものではありません)。同事務室は外務大臣の議決によつ  
 て設置せられました。外務省より高い官廳による設置の議決は必  
 要とせずまたこれを求めませんでした。私は法廷證第三、八四五  
 號を見ましたが、英譯には「上官の議決」と言つて居ります。日  
 本語原本の「高設案」は外務省常例の用法では外務省内の「上官  
 の議決」のために提出される案の意味であります。この議決は事  
 項の性質により大臣、又は次官がその代理として、與へるもので  
 ありまして、本件の場合には案は外務大臣が議決致しました。か

裏面白紙

かる措置は、外務省の権限外の新案又は、はみ出した事務を引受けたりしたものでもなく、引受け得られるものでもなく、且つ引受けやうとしたものでもありません。

一 私の外務次官在任中に於て同事務室は外務省の権限内の事項として在歐諸居留民に關する事項、これ等の者の地位、状況に關する記事、これを處理致しました。敬伴房及び抑留者の取扱いに關する事項、以容所訪問等、政府の他の機關の責任であつた事項については、同事務室の關係は、日本の権限内にあるこれ等敵國民を取扱ふ官憲との連絡を行ひ、且つ對外事務を處理する官憲としての外務省の代表として外國、赤十字社、及びその代表者とこれ等の事柄に關して文書の往復を行ふといふ限度に於てだけでありました。同事務室の事務はかゝる事項に關し從來該約局で行つて居たものと同一でありました。

六 私 は 辯 護 則 文 書 第 三 〇 二 二 號 を 見 ま し た が こ れ は 在 歐 諸 居 留 民 關

裏面白紙

七、係事務室の増員に關する案でありまして、私の次官當時同事務室  
がやつて居た事務の範圍を正確に述べたものであります。  
私は辯護側文書第三〇六四號を見ましたが、これは前述事務室の  
長であつた鈴木公使から外務省の局課長にあて、原案に出で居た  
事務室の名稱を改めその實際用ひた名稱に変更したことを通知し  
たものであります。

昭和二十三年（一九四八年）二月二日 於東京

供 述 者 松 本 俊 一

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタリニトラ證明ナラス

同 日 於

立 會 人 三 浦 和 直

裏面白紙

ヲ  
誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト

宣  
誓  
誓

署名捺印 松 本 復 一

裏面白紙



E 3895 (Emata)  
Def Doc # 3063

23-1-9 (10)  
小坂重雄(文)及(武)田(武)  
(年)田(武)田(武)

三 號 又 第 三 頁 第 三 行 目 に 左 の 通 り 追 加 す。  
及 ひ 通 信 の 函 々 限 り 以 外 に 於 て、 存 続 の 待 遇。  
言 ん で は 后 な か つ た の で あ り ま す。

訂

正

27

表

表

E 3895 (Enata)  
Def Doo 3063

52h 5

辯  
議  
制  
文  
書  
第  
三  
一  
六  
三  
號  
の  
文  
第  
三  
頁  
第  
三  
行  
目  
に  
左  
の  
通  
り  
追  
加  
す。  
その  
權  
限  
は  
送  
給  
及  
し  
通  
信  
の  
兩  
方  
に  
限  
り  
以  
外  
に  
於  
て  
。  
符  
號  
の  
符  
號  
。  
収  
容  
所  
の  
形  
同  
を  
言  
ん  
で  
は  
后  
な  
か  
つ  
た  
の  
で  
あ  
り  
ま  
す。

訂  
正

27  
28  
表

裏  
面  
白  
紙



E 3896  
Def. Doc. # 3022

在敵國居留民關係事務室ニ配屬サレタル外務省記者ノ増員ヲ必要トスル理由

在敵國居留民關係事務室  
昭、一八、一、一四

裏面白紙

今次大東亞戰爭ニ於テ外務省トシテハ敵國抑留邦人ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ我國內ニ在ル敵國人ヲ公正ニ取扱ヒ帝國ノ道義ヲ世界ニ知ラシムル要アルトコロ在敵國抑留本邦人ノ取扱ト帝國ノ國內ニ在ル敵國人ノ取扱トハ密接不可分ノ關係ニアルヲ以テ從來外務省内各局課ニテ處理シ居タル右取扱關係事務ハ之レヲ統一シ綜合的見地ヨリ處理スル要アリ之レガ爲メ臨時特設ノ機關トシテ昭和十七年十二月一日ヨリ外務省内ニ在敵國抑留民關係事務室ノ設置ヲ見タリ。

同事務室ニ於テ擔當スル事務ノ範圍ハ

□敵國ニ於テ俘虜、抑留者又ハ集團生活者トナリ居ル邦人ノ狀況ノ調査及改善ニ關スル事務。

即チ利益代表團、赤十字國際委員會、交換歸朝者又ハ法王廳ヲシテ其ノ狀況ヲ報告セシメ其ノ待遇ノ不良ノ點ニ付適當ノ設備ヲ通シ改善ヲ要求シ抗議ヲ提出シ、又ハ政府、日本赤十字社、海外同胞協會等ヨリ救恤品ヲ送付シ其ノ狀態ノ改善ヲ計リ前記邦人ノ居所安否ヲ調査シ名簿ヲ作成シ新聞又ハ官報ニ之ヲ公表シ本邦ニ在ル家族トノ通信ヲ行ハシムル事務

裏面白紙

同前ノ下ノ后留民父決断  
同前ノ下ノ内ニ在ル子房、御留者又ハ集國生活者トナリ后ル故國人口係延

右或個人ノ存心ハ衣食任、安口向合、「リスト」ノ週報、利益代表、  
赤十字國際委員代表ノ設置及其ノ初問、通信、救恤、勞働、慰問、  
慈善ニ關スル連絡事務。

右或個人ノ存心ハ衣食任、安口向合、「リスト」ノ週報、利益代表、  
赤十字國際委員代表ノ設置及其ノ初問、通信、救恤、勞働、慰問、  
慈善ニ關スル連絡事務。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

同前記事務、實ニ同ノ利益代表、赤十字國際委員及法王處トノ交渉  
及増進、同内及同外ノ救恤、慈善ノ指標。

裏面白紙

(一) 在敵國留者又ハ其國生活者ノ欲況調査並ニ待遇改善ニ付テハ利益代表並赤十字會國際赤十字會交際部等ヨリ隨時受ケ居ル情報ニ基キ抑留者及藥園生活者ノ居所ヲ知り之カ名簿ノ作成ニ着手セリ之ト共ニ隨時情報ヲ整理ノ上新報等ニ新規抑留者移動、死亡、釋放等ノ變化ヲ時々發表シ又在本邦親戚知己等ヨリノ問合照會ニ對シ右情報ニ基キ一々同答シ居レリ。

又待遇不良ノ點ニ關スル改善要求ノ抗議ハ米商、加奈陀、印度ノ各政府ニ對シ當時ノ擔當政府各該提出ノ分ニ對シ同答モアリ改善ノ跡見ユルモ尙足ラサル點ニ就テハ之カ對策ヲ講シツツアリ

(二) 在敵國居留民ノ交換問題ハ相手國ト折衝中ノモノモアリ交渉並ニ第二次交換船ヲ出ス場合ハ直ニ之ニ對處シテ交換ノ實行ニ掛リ得ル兼折角準備中ナリ。

(三) 帝國內ニ在ル俘虜、抑留者ノ救護人關係事務ニ就テハ利益代表

裏面白紙

品ノ代表等ノ改容所訪問安否問合、通信ノ取次敵前人ニ對スル救恤  
 品ノ取次仲介ニ當リ右ノ取次仲介ハ敵側ニ關スルモノハ利益代表  
 品、赤十字國際委員會又ハ法王廳ヨリモノヲ我關係當局ニ又我  
 關係當局ノ意圖ノ傳達又ハ回答ヲ要スルモノハ利益代表、赤十  
 字國際委員會又ハ法王廳ニ對シ夫々應酬シ居レリ。

裏面白紙

42

43



(四) 同事務室事務ニ關シテハ國內諸官廳、利益代表國赤十字國際委員

會、法王總等ト當然交渉ニ當ラサルヘカラサル案件ノミナルガ又  
日本赤十字社トモ連絡協力シ更ニ最近ニ於テハ海外居留民ト密接  
ナル關係アル五十五ノ諸國體ノ參加シ結成セラレタル敝國在留同  
胞對策委員會ト連絡シ之ヲ通ジ民間ノ聲ヲ聞キ當ニ務室ノ事務實  
施上ノ參考ニ資シ且右委員會ヲシテ抑留同胞ノ救恤等適當ノ施策  
ヲ行ハシメンコトヲ期シ居レリ。

(四) 同事務室主催ノ下ニ關係各省主任官ヨリ成ル抑留非戦關員事務連  
絡協議會ヲ毎月一回定期的ニ必要ニ應ジテ臨時的ニ開催シ當面

ノ事務ニ付關係各省ト連絡協議ニ當リツツアリ。  
而シテ目下之等ノ事務ヲ執掌スル職員ハ公使一名、領事一名、領  
事四名、副領事二名、通譯官三名、高級書記一名、外務書記生五名  
囑託一名、雇員四名ニシテ右ノ内囑託及雇員ヲ除キテハ大部分ハ待  
命外交官、領事官、通譯官及今次大戦ニヨリテ任勤不能トナリタル

裏面白紙

22. 06. 1881

地ニ任地ヲ有スル外務書記生ナリ。  
大東亞戰爭ハ漸次長期戦ノ様相ヲ備ヘ來レルトコロ右狀勢ニ伴ヒ今  
後同事務室ノ事務カ愈々繁茂ヲ來スヘキハ想像ニ難カラサルトコロ  
ニシテ更ニ同事務室ハ充實ヲ計リ以テ此ノ要求ニ應スルコト肝要ナ  
リトス。

裏面白紙

同事務室ニテ現ニ處理シツツアル事務ハ前述ノ如クナルカ其ノ  
 務ノ性質上日々増加スル信書ノ數ノ如キモ客年十二月一日同事務室  
 開設以降本年一月十三日ニ至ル約四十日間ニ於テ内地諸官廳及在京  
 外國公館等ヨリ接受ナル書類ハ二百余通ニ及ヒ内在京環西公使館ニ  
 外受ケタルモノノ百餘通ノ多數ニ上リタルカ、右ノ外同事務室開設ニ  
 當リ關係局課ヨリ引續キタル未處理ノ書類約二百余通アリ是等ハ何  
 レモ速カニ處分ヲ要スルモノノミニシテ現ニ同期間ニ於テ發送ナル  
 信書ノ數ハ百三十通ニ達ナリ而モ右等書類ハ同事務室ノミニテ處分  
 ヲ了シ得ルモノハ極メテ對ク多クハ關係官廳又ハ省内關係局課ト連  
 絡ヲ要スルモノニシテ殊ニ接受スル右書類ノ多クハ翻譯ヲ要スル次  
 第ニシテ之レカ爲比較的多クノ職員ヲ必要トスル譯合ナリ。

裏面白紙

右ハ單ニ同奉書並ニテ處理スル信書ノミニ付送ベタルモノナルモ此ノ  
 外電信ニ依リ處理スル事務亦多故ニ上リ地方官廳局課トノ連絡、  
 協同ノ爲メ會同テ調催セルニトテ改回ニ及ヒ現在ニ於テスラ既ニ前記  
 ノ協同人員ヲ以テシテハ同奉書並本來ノ機能ヲ克ク發揮シ得サル狀況  
 ナルカ勝テ日米英法二次交換局間ガ進展スルニ於テハ同奉書並ハ意々  
 協同ヲ加フルコト必然ニシテ就中名譽ノ作成、情報ノ整理及御留者忍  
 勤ノ發達、安否問答等ノ用ニ於テ書記生並ノ事務最モ忙ラシムル  
 ノミナラズ連絡、交渉、仲介回答ノ案件ハ邦文ヲ一々翻譯ノ上、係答  
 書ノ添付書又ハ個人ニ對シテハ又ハ通原スルモノニシテ此ノ翻譯事務既ニ  
 添付書來シツツアリ依テ現在ノ外務書記生五名ニテハ甚シク不足ニシ  
 テ更ニ二名ノ書記生ノ増員ハ緊急事ナリト言ハサルヲ得ス。

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

(三三)

自分、林 林ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ八頁ヨリ讀ル(題名左記ノ如ク)ト題スル書讀ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ撥率ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十三年一月二十七日

於東京

林

右書名録印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 浦 部 房 馬

以上、在取回居留民團事務室ヲ臨時待設ノ機關トシテ存置スルノ必要ト同事務室ニ記録サレタル外務省記生ノ増員ヲ必要トスル理由

裏面白紙

大塚 三郎 (12)  
 大塚 三郎 (12)  
 (平一四) 再々 (1916)

E 3897  
 Def, Doc, #3064

Exh, NO

昭和十七年十二月一日

各局長殿  
大公室 謹啓

敬時抑留者係事務室名簿変更ニ付  
 客月三十日附同室ヲ以テ敬時抑留者係事務室事務開始ニ付  
 通照シ置キタル處右事務室名簿ヲ左ノ通り変更シタルニ付右通  
 知ス

在 飯 田 居 民 調 査 室

鈴 木 公 使

E 3897

Def, Doc, #3064

Exh, NO

昭和十七年十二月一日

各局長殿  
大公文書室殿

臨時抑留者係事務室名簿變更ニ付  
客月三十日附同室ヲ以テ臨時抑留者ニ係事務室ヲ開始ニ付  
通照シ置キタル處右事務室名簿ヲ左ノ通り變更シタルニ付右通  
知ス

在敷目居々民部事務室

鈴木公使

Def. Doc. #3064

自分林君ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ添付セラレタル日本書ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル一戦時抑留者ノ係事ニ關シ、右稱職更ニ見スル件トト認スル事、茲ハ日本政府（外務省）ノ承認ニ依リ公文書ノ複製ノ正當ニシテ其要ナル爲シナルコトヲ證明ス

於東京

林

右署名捺印ハ自分ノ所ニ於テ爲サレタリ

立會人

輪

木

齊



E 3898  
Def. Doc. # 2848

十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
三	五	二	三	一	二	三	四	五	四	三	二	一
鈴木九萬	柳井恒夫	鈴木九萬	軍當局 承知	資格 選定	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ	救恤品 ツテ
鈴木九萬	柳井恒夫	鈴木九萬	軍當局 カラ 承知	資格及 選定	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ	救恤品 ヲ 引取 ツテ

鈴木九萬 (1913)  
柳井恒夫 (1913)  
軍當局 (1913)  
資格 (1913)  
救恤品 (1913)

高橋  
正誤表  
(鈴木九萬宣誓供述書)

E 3898  
Def. Doc. # 2848

三	五	二	二	一	二	一	一	一	四	二	一	頁 行
鈴木九萬	柳井恒夫	鈴木九萬	軍當局 ……承知	資格……選定	救恤品……ツテ	配布シマ……一九……	重光氏ハ虜問題	實施	未タ	軍事課	抑留者……何等	誤
鈴木九萬	柳井恒夫	鈴木九萬	軍當局カラ承知	資格及ビ選定	救恤品ヲ引取ツテ	配布シマシタ一九……	重光氏ハ倭虜問題	實現	來タ	軍務課	抑留者ニ関シ何等	正

高橋

正誤表 (鈴木九萬宣誓供述書)

裏面白紙

控申口降受直判所

亞米利加合衆口 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣 誓 供 述 書

供 述 書 鈴 木

九 高

自分機設口ニ行ハルル方式ニ倣ヒ先ツ別紙ノ所リ宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
ノ如ク供述書シマス  
私鈴木九高ハ五十二歳デ、日本横濱市中區本牧元町一八三番地ニ所住  
シテ所リマス

裏面白紙

一、私ハ一九四〇年以來「エジプト」ニ特命全權公使トシテ在任シ、一九四二年八月日英兩國外交官交乗船ニヨリ所轄、同十二月外務省内ニ卸設セラレタ。在敵國居留民保護事務室ノ事務ヲ主宰シテ一九四五八月ニシテビマシタ。現在ハ横濱郵政連絡事務局長トシテアリマス。

二、私ハ外務省内ノ在敵國居留民保護事務室ノ長トシテ一九四三年四月ヨリ一九四五年四月迄ハ長光外相ノ下ニ、又一九四五年四月ヨリ同年八月迄ハ内務省外相ノ下ニ仕立ラセシマシタ。在敵國居留民保護事務室ノ事務ハ本來外務大臣ノ権限ニ屬スル外ニ於ケル日本居留民ノ保護ニ關スル事項中敵國ニ在ル日本居留民ノ保護ニ關スル事項ヲ取扱フニアリマス。日本ノ管内ニアル居留民保護事務室ハ陸軍大臣ノ権限ニ屬シ又日本管内ニアル敵國一一般民保護事務室ハ内務大臣ノ権限ニ屬シテマシタガ、敵國ニアル日本居留民保護事務室トイフ私ノ事務室ノ任務ト日本管内ニアル居留民保護事務室ノ任務ト同種ノ同種ハ恰モ牽連關係ニアリマス。私ノ事務室ノ創設者タル谷外務大臣以來之ニシテ長光、代表タル中立代表者ヲ通ジテノ情報請求ニ就テ等ヲ前記ノ権限官ニ傳達スル仕立ニ百制限官職ヨリノ回答ヲ敵國側ニ傳達スル仕立

裏面白紙

三 便宜上私ノ事務室ヲシテ行ハシメラレタノデアリマス。  
 ノ間門ニツイテハ特別ノ細心ヲ示サレ、私ニ對シ常ニ言ハレタ注意ハ  
 「戦争ハ一時的ノモノデアル。人道ハ永遠デアル」トイフ言葉デアリ  
 マシタ。私ハ常ニ岡氏ノ此ノ氣持ヲ体シテ行動整シマシタ

裏面白紙

シカシナガラ外務省カ浮及ビ一或御首若一ハシ内務省特權ヲ持タナイ爲  
 ニコノ重光氏ノ考ヲ實現スル上ニ非常ニ困難ヲ感ジマシタ。例ヘバ外務省  
 ヨリ浮及ハ一或御首者ニツキ情報ヲ求メ又ハ所謂「虎符」ニツキ抗義ガアツ  
 ヲ場合ニモ外務省トシテハ自ラ之ヲ請登シ直等情報ヲ求ムル手段ヲ持ツテ  
 合リマセン。又例ヘバ中立代表ノ收容所訪問ノ申出トカ浮及ビ一或御  
 首者ニ對スル救恤品輸送ノ申出ニ接スル場合ニモ外務省ハ收容所訪問許可  
 ノ權限モナケレバ救恤品輸送ノ手續モ持タナイノテ、唯權限官廳ニ石申出  
 ヲ良ク取次ギソノ旨直ニ持ツノミテアリマシタ。シカシソレニモ拘ラズ重  
 光氏ハ私ニ對シテ浮及ノ同意ニツイテハソノ程度改善ニ苛與スルタメ、アラ  
 ヌル檢閲ニ於テ全刀ヲ盡スヤウ命セラレ、自分トシテハ此ノ命令ニ從ヒ出  
 來ルタケケ努力シテ次弟テアリマス。

且ツ確實ニ、御首者ニ對シテハ公文ヲ以テ、場合ニ依ツテハ尙ホ口頭ヲ以  
 テ、之ヲ權限諸官廳ニ取次グト共ニ權限諸官廳ヨリ、同答カ得レル場合ニ  
 ハ口頭又ハ公文ヲ以テ御首者ニ取次グト共ニ權限諸官廳ヨリ、同答カ得レル場  
 公文ニヨル傳達ノ方法バ私ノ口頭ヲ（法廷野二七八二號）ニ述ベテ御首者  
 ナリマス。口頭ニヨル傳達又ハ御首者ニ當ツテハ在政府居留民保護ノ問題ニ  
 關シ私ノ事務室テ月二回位借シタ調査官ノ主任者ノ旨義ヲ屢々御首者ニ

裏面白紙

々々此ノ場合ニハ陸・海・内務・逓信・大蔵各省ノ主任者カ出席  
 シマシタ。見解相違カハ子請報局・逓信省郵政局局長、海軍省  
 同第二課ノ長官カ参リマシタ。  
 勿論此ノ建議ハ前送ノ如ク政府内ニアル日本臣民ノ保護ト言フ外務省  
 ノ主張ニ依スルモノニアリマス。在政府内日本臣民ノ保護ト言フ外務省  
 出来ナカツタ。アアリマス。在政府内日本臣民ノ保護ト言フ外務省  
 身ノ問題ニ直接ニ言及シタリ。既ハ又政府後私乃至私ノ部下カ權限  
 主任者ト懸念シタリ。政シマシタ。

裏面白紙

54

4

55

兵外務省トシテハ俘虜ニ關スル情報ノ要ニハ抗議等ノ傳達ノ機會ヲ捉  
 ヘテ俘虜ノ待遇ノ改善ヲ見ル様ニ努力シマシタ。例ヘバ一九四四年二  
 月米國政府ヨリ長文ノ抗議（法廷證二〇二四號）ガ來タ時ニハ重光大  
 臣ハ自身陸軍大臣ニ注意ヲ具ヘ、又私ニ對シ此ノ抗議ノ未タ機會ヲ國內  
 的ニ利用シテ俘虜ノ待遇ノ改善ヲ見ルヤウニト命ゼラレマシタ。即チ  
 此ノ抗議ヲ機會ニシテ官廳ノ注意ヲ喚起シ、萬一抗議文所載ノ如キ事  
 實ガアルナラバ之ヲ是正シテモラフノハ勿論、之ニ依リ從來中立國代  
 表ヨリ、要請シテ來テ居リ、而モ満足ナ解決ヲ見ナカッタ收容所訪問  
 ノ問題トカ各種情報調査ニ對スル未同答事項ノ督促トカ諸般ノ問題ノ  
 解決ニ便ズルヤウニセヨト言ハレ、デアリマシタ。私ハ勿論此ノ命令  
 ニ従ツテ出來ルダケノ努力ヲシマシタ。其ノ結果聯合國ノ救恤品ヲ受  
 取り、俘虜ニ配布スルトカ、俘虜及ビ拘留者ニ對スル救恤品ヲ交付スル  
 トカ、俘虜及ビ拘留者ノ電報ニ付便宜ヲ與ヘルトカ、占領地收容所訪  
 問許可ノ問題解決ノ措置ヲ講ズル等ノ改善ヲ實施シマシタ。  
 又重光氏ハ敵國側ヨリ正式ノ抗議ノミナラズ、正式抗議ニ基カナイ敵  
 側ノ情報デモ、俘虜及ビ拘留者ノ問題ニ付信限官廳ノ注意喚起ノ材料  
 トスルヤウ命ゼラレマシタ。辯護團文書第二八四九號在「アフガニス  
 タン」七田公使發電報ヲ俘虜情報局長官ニ送付シタ公文ノ如キハ其ノ  
 一例デアリマス。

裏面白紙



六 月 廿 四 日 行 外 務 省 ハ 之 カ 付 心 又 ハ 精 報 蒐 集 ニ ツ イ ア 例 率 ノ 稽 限 ヲ 持 ヲ  
 ナ カ ツ タ ノ テ ア リ マ ス カ 重 心 比 ハ 一 九 四 四 年 四 月 五 日 頃 法 規 例 委  
 員 會 ト 云 ツ タ 條 々 ナ モ ノ ラ 内 閣 ニ 設 置 シ 之 ラ シ テ 俾 得 同 議 事 ヲ 審 査 セ ヤ ワ ト  
 云 フ 案 々 考 ヘ マ シ タ 前 條 約 向 後 テ 兩 院 法 學 者 テ ア ル 山 川 瑞 夫 博 士 ヤ 私  
 モ 重 光 氏 ニ 協 力 シ テ 案 々 練 リ マ シ タ 此 ノ 案 ノ 旨 子 ハ 陸 海 軍 ノ 者 以 外 ニ  
 外 務 省 員 及 ビ 兩 院 法 學 者 ヲ 加 ヘ タ 委 員 會 ヲ 作 リ 之 ヲ 內 閣 總 務 大 臣 ニ 直  
 屬 セ シ メ テ 取 得 兩 院 法 及 ビ 實 例 並 ビ ニ 俾 得 同 議 事 場 ノ 審 査 ニ 當 ラ セ ヤ ワ  
 ト 言 フ ノ テ ア リ マ シ タ ン カ ン 此 ノ 案 ハ 成 功 シ マ セ ン テ シ タ ソ レ ハ 仔  
 討 ニ 離 ス ル 案 々 ノ 管 理 ハ 事 フ 能 且 ノ 管 轄 ニ 屬 シ タ カ ラ テ ア リ マ ス

裏面白紙

島田忠良の日記 一九〇一年

七、尙一九〇四年十月重光氏ハ傍問ヲ最高戦争指導會議ニ付テ出シマシタ。同日ノ會議ニ於テ重光外務大臣ハ同會議列席ノ諸員ニ對シ最近敵國報ノ情報ニ依レバ日本ノ存続ニ對スル待遇ニハ遺憾ノ點少ナカラズトノ點ヲアルカ存続ヲ人道的ニ取扱フ事ハ我國古來ノ美風テアルミナラズ我々ノ國際的信用及ビ將來ノ關係ノ上カラ言ツテ大切テ事デアル。

萬一此ノ點ニ付考慮ガアツテハ甚ダ遺憾テアルカラ極限言葉ノ主任者ニ對シ十分ノ協評ヲ盡ス様指令ヲ與ヘラレン事ヲ希望スル旨ノ發言ヲシマシタ。最高戦争指導會議ハ、總理、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部長及ビ外務大臣ヲ以テ構成員トシテ居リマス。私方此ノ點ヲ重光氏ヨリ聞イテ後聞モナク存続事務局ノ連絡員ガ私ニ語ツタ所ニヨリマス。ト、陸軍側ニ於テモ早速入ヲ各收容所ニ派シテ停務ノ待遇ニ注意方ヲ訓令シタサウテアリマス。

八、重光外務大臣ハ居留民ノ交換及交換船ニ依ル米英佛救恤品運送及配布實施ニ熱心テアリ遂ニ一九〇三年十月印度「ボルトガル」區領「マシタカ」此ノ機會ニ我々交機船帝亞丸ヲ多量ノ聯合國救恤品ヲ積取リ我々

裏面白紙

内各地ノ存貯及押留者ニ之ヲ配布シマシム。又一九四三年米國政府ヨリ  
 「ウラジオストク」ニ送付スル穀糧品ヲ引取ツテ各地ノ存貯へ送ス  
 ル事ニ關シ申出アツタノニ對シ重光氏ハ之ヲ各關係官廳ニ移譲シ我々  
 部下ヲ督勵シテ熱心ニ交渉シタ結果之ガ實績ニ成功シ先ヅ之ヲ神戸ニ  
 輸送シ次デ中區及香港、佛印、「シンガポール」等へ輸送スルコトガ  
 出來マシタ。

九、中立國代表者ノ占領地存貯收容所訪問許可万ノ件ニツイテハ重光氏  
 ハ「無限」ニ對シ出來ルダケノ努力ヲシマシタ。私ハ重光大臣ノ命ヲ  
 受ケ無限「無限」ニ對シ口頭及ビ公文ヲ以テ長イ間熱心ニ之ガ許可ヲ交渉  
 シマシタガ、重光氏ハ占領地内ニ於ケル收容所ハ之ガ訪問ヲ許サナイ  
 ト言フノガ方針テアリマシテ容易ニ同意スルニ至ラズ此ノ關係同ニ頁  
 リ中立國代表者ヨリ望ムモアリ、外務省トシテハ始終熱心  
 ニ此ノ交渉ヲ遂ケ、一九四四年十二月ニ至リ漸ク國際赤十字委員會ノ  
 代表ニ對シ兩方諸地城ニ在ル收容所ノ訪問ヲ許可スル事ニ話合ガツキ、  
 同月八日重光大臣ヨリ「スウエーデン」及ビ「スウイス」各公使ニ遊  
 シ其ノ旨を轉送ノ運ビトナリマシタ。

裏面白紙

十、東郷氏ハ其前任者重光氏同様俘虜問題ニ對シ多大ノ關心ヲ持チ、私  
ニ對シ常ニ同問題ノ取扱ニ付テハ手落ナキ様充分留意シテ之ヲ處理シ  
人道的見地カラ俘虜ノ待遇改善ニ付凡ユル機会ヲ捉ヘテ努力スベキ旨  
ヲ命ゼラレマシタ。自分トシテハ右ニ從ツテ重光外務大臣ノ下ニ於ケ  
ルト同様俘虜問題ノ爲ニ努力シマシタ。

東郷氏ハ第二次外務大臣トナツテ以來當時ノ戦局ニ關係スル種々ノ真  
要問題ノ處理ニ忙殺サレテ居ラレタノデアリマスガ其間ニモ俘虜ノ取  
扱ニ注意ヲ怠リマセシメシタ。例ヘバ一九四五年六月三日瑞西公使ガ  
東郷氏ニ對シ「バラウアン」島「ブエルト」ブリンセサニ於ケル米  
人俘虜虐殺事件ニ關スル米國政府ノ抗議（法廷證第二一〇七號）ヲ手  
交シタ際、同氏ハ之ヲ直チニ當該官廳ニ移牒セシメルト共ニ同氏自身  
阿南陸軍大臣ニ本問題ニ付注意ヲ喚起シ、更ニ俘虜ノ一般的取扱ニ付  
公正寛大ニスヘキ旨ヲ申入レ、其同意ヲ得タ旨當時東郷氏ヨリ聞キマ  
シタ。

十一、東郷氏ノ態度ハ右ノ様デアリマスガ、同氏ノ第二次外務大臣時代  
トナリテハ戦局ハ甚シク緊迫シ、俘虜問題ノ取扱ハ益々困難トナリマ  
シタ、即チ一九四五年ノ春カラ夏ニカケテ比律賓、緬甸其ノ他ノ南方  
各地ニ於ケル日本軍ノ戦況ハ著シク悪化シ、聯合軍ガ此等諸地域ニ進  
攻スルニ伴ヒ、我軍ハ敗退シタノデアリマシテ之ニ伴ヒ右地域テ日本  
軍ガ俘虜及ビ抑留者ニ對シテ加ヘテ來タ取扱ニ付種々ノ抗議ガ出テ參

裏面白紙

リマシタ。外務省トシテハ通商ナク主管官廳ニ連絡シマシタガ、當時  
 陸軍省係官ノ言明ニ依レバ、各地日本軍取返ノ結果、中央ノ意當局カ  
 ラ陸軍問題ニ付現地軍ヘ電信連絡シヨウトシテモソレガ頗ル困難デ  
 陸軍不可能トナリ、又連絡ガツイテモ現地軍ガ混亂シテ居ツテ調査ガ主  
 難トナツタトノ事デ、外務省ヨリハ忌リナク催促シタノデアリマス  
 ガ、自然聯合軍ヲ満足サセル様ニ充分ノ返事ガ出来ナイコトガ多クナ  
 リマシタ。

裏面白紙

又此ノ間ニ四月一日ノ阿波丸事件ナルモノガ發生シテ軍部ヲ刺戟シ、之ガ俘虜問題ノ解決ニ影響ヲ及ボシマシタ。重光外務大臣時代ニハ私ハ利益代表デアアル中立國公使トシテ東京デ會ツテ連絡シタノデアリマスガ、東郷外務大臣時代ニハ中立國諸公使ハ疎開ノ爲輕井澤ニ移轉シテ居ツタノテ私ハ東郷大臣ノ命ヲ体シテ輕井澤ニヨル書信ノ往復ヲ行ツテ中立國公使ト迅速ニ連絡シ、又輕井澤ニ赴キ中立國公使ト連絡スル等緊迫シタ事ニ對應シテ臨機ノ措置ヲトリ、出來得ル限りノ盡力ヲシタ次第デアリマス。

當時私ガ便宜ノタメ外務省ノ公文ノ代リニ利用シタ私信又ハ口頭ヲ以テ中立國公使ニ回答シタ例ハ法廷證第二〇一六、A、七一及二〇一六、A、七二各號ニ示サレテアリマス。

此間一九四五年七月中旬聯合國ノ飛行士ニ對シ行ハレタ處刑（法廷證第一九九四號）ノ如キニ付テハ、外務省ハ軍側カラ何等情報ヲ受ケマセンデシタ。

十二、本供述書第九項ニ述ベタ赤十字國際委員會代表者ニ依ル占領地ノ俘虜收容所監察ニ付テハ、東郷氏ハ一日モ速カニ之ガ實現方ニ努力シ、右許可ノ條件デアツタ相互條件モ一九四五年六月上旬迄ニハ未ダ關係聯合國政府全部ノ正式受諾モ出揃ハナカッタケレドモ、不取敢泰國ニ於ケル收容所ニ付テハ六月五日訪問許可ヲ瑞西公使ニ通知シマシタ。一シンガ

裏面白紙

ボール 收容所訪問ニ付テハ、  
 收容所ノ觀察ニ付テハ、  
 放サレマシムルハ、  
 〇一六、  
 A、  
 六九、  
 二〇一六、  
 A、  
 七二、  
 二〇一六、  
 A、  
 七三各號ニ

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十一月廿一日 於東京

供述者 鈴木九真

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

13

同日於同所

立會人 柳井垣夫

裏面白紙



良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘ヤズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣  
書

署名捺印

鈴木

木

九

萬

裏面白紙

23-2-7 (A)  
 横濱市(2)2年(11)第100号  
 (2)2年(11)第100号

局長官印

高橋  
 后巻第六八七號  
 昭和十八年九月九日

ガニスタン  
 七三〇公使ヨリ  
 別紙ノ通り  
 電報アリ

外務省在留館長室  
 印  
 不  
 公  
 使

高橋

第 六 八 七 號

昭和十八年九月九日

陸軍省 局長 官 殿

印度兵等ノ待遇ニ關スル件

本件ニ關シ今般在「ア」ガニスタン「レ」七三公使ヨリ消息ノ通り電報アリ  
タルニ付 轉送 爲 送 付 ス

陸軍省 在 留 兵 隊 官 署

海 不 公 使

裏面白紙

昭和十八年九月四日

意光外務大臣宛在「アフガニスタン」七百公使發電

印度兵隊ノ待遇ニ關スル件

印度兵隊ハ印度領内ニ駐スル日本ノ方留連ニ印度兵隊ニ對スル待遇  
 悪キ一ラデオ一様ニ、公關演説等ヲ進シテ、印度兵隊ニ對シテ、  
 實情トシテ亦十字軍派委員會代表ノ印度兵隊新編案ヲ許可セザルコト  
 聲明ノ氏名スラ十分通知セザルコト本年ニ於ケル印度兵隊停泊ヨリ  
 進價ハ五十二進ニ過キサルコト等ヲ述べ居レリ  
 又日本ハ自國兵ノ待遇トナルコトヲ印度兵隊ニ示ルカ定數ニ對シテ  
 モ、印度兵隊ノ待遇ノ心配ニ對シテハ同情ヲ有セストノ印象ヲ與フルニ務  
 メタルモノノ如シ  
 右ハ印度兵隊ニ於テモ、自國兵ノ待遇ヲ有セラルルコトトハ、希望スルモ、  
 印度兵隊ニ對シテ、印度兵隊ノ待遇ノ改善アルヤニ、希望セラルル

裏面白紙

右署名印ハ自分ノ直符ニ於テ寫サレタリ  
同日於同所

立書人 總務部 書記 印

自分林總長外務省文藝委員ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ該附セラレタル  
日本語ニ就ツテ書カレ三頁ヨリ成ル昭和十八年九月九日附録本公文書  
等情局長官宛后巻第六八七號「印度兵隊ノ待遇ニ關スル件」ト  
題スル事項ハ日本政府（外務省）ノ爲ニ該公文書ノ正確ニシテ眞  
實ナル事シテルコトヲ證明ス

昭和二十二年十一月五日 於東京

林

印

印

文書ノ出所宛ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

裏面白紙

Doc. Doc 2850

22-1-19 (2)  
秋葉川及び千早川(田及千早川)  
(千早川)田及千早川(千早川)

二十二日

俘虜情報局長官代理 飯田 行 雄

高橋  
PA 5より抜萃

占領地ニ於ケル俘虜收容所等訪問ニ付スル件

本書類ハ管届保管書類ノ正雜ナル爲ナル事ヲ證明スル。

Doc. Doc 2850

高橋

PA 5 より抜萃

本書類ハ管局保管書類ノ正確ナル爲ナル事ヲ證明スル。  
占領地ニ於ケル俘虜收容所等訪問ニ付スル件

昭和二十二年十一月二十二日

俘虜情報局長官代理 飯田 行 雄

裏面白紙

Def. Doc. 2850

居普通合第九四〇號  
昭和十九年十二月十四日

停務情報局長官 殿

外務省在留居留民務係事務室  
給 木 公 使

占領地ニ於ケル停務收容所等訪問許可ニ  
スル件

南方地域ニ於ケル停務收容所等ノ訪問許可ノ件ニシテハ停務ヲ遂ゲ來リタル  
處右協定ノ趣旨及十一月十五日附陸軍省事務第九四〇號軍務局長書翰御來示  
ノ趣旨ニ基キ赤十字國際委員會委員長並ニ在京瑞西館及同瑞典公使宛別紙甲  
乙、丙種ノ通り夫々通報シ置キタルニ付右寫茲ニ送付ス委爾右ニテ御了知相  
成底

本信送付元 陸軍省 停務情報局

裏面白紙





高橋

乙號

居普第三七九號

以書翰啓上致候陳者七月一日附及九月十二日附貴翰ヲ以テ夫々御申越相成タル  
米國政府及英國政府ノ要請ニ基ク占領地域ニ於テル米國人及英國人ノ俘虜收容所  
及非戰闘員抑留所訪問許可方ニ関シテハ八月十二日附出翰居普通第二ニ號ヲ以  
テ一應回答申進置候通帝國政府ニ於テハ特ニ之ニ考究ヲ加ヘタル結果今般左ノ通  
訪問許可決定致候係關係國政府へ御傳達相成至急其意向ヲ御回示相煩度候

帝國政府ハ南方諸地域ニ在ル俘虜收容所及非戰闘員抑留所ノ訪問ヲ第三國人ニ  
對シ許可スル問題ニ付考究ヲ加ヘ來リタルガ赤十字國際委員會ノ要請ヲ受諾シ又  
英 米兩國政府及其ノ與國政府ノ希望ニ應ジ(特ニ二月十二日附貴翰CCII参照)  
現地ニ在住スル赤十字國際委員會關係者中帝國政府ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ  
訪問ノ際臨時的ニ赤十字國際委員會駐日代表代理ノ資格ヲ認メ之ニ對シ逐次俘虜

七一

裏面白紙

收容所及軍抑留所中作戦上差支ナキ個所ノ訪問ヲ許可スルコトニ決定シ今回比島  
昭南及泰國ノ分ニ付實施スルコトトシ本通牒ト屆時ニ赤十字國際委員會ト必要ナ  
ル交渉ヲ開始スベシ

右訪問ノ許可ハ米英兩國政府及其關係與國政府が相互主義ノ下ニ其ノ權内ニ在  
ル占領地域ニ於ケル日本人俘虜收容所及非 戦闘員抑留所ノ訪問ヲ赤十字國際委  
員會代表ニ對シ許可スベキコトヲ條件トシ特ニ米國ニ関シテハ「ニューカレドニ  
ア」 「サイパン」 「デニマン」 及「グアム」ノ日本人俘虜收容所及非戦闘員抑留  
所ノ訪問ヲ許可スルコトヲ條件トス

右回答申進旁々本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

昭和十九年十二月八日

外務大臣 重光 葵

瑞西國特命全權公使 カミーユ・ゴルジエ閣下

非

裏面白紙

高内

丙號

居普通第九五號

以書翰啓上致候陳者米英兩國政府及其ノ與國政府ノ要請ニ基ク占領地域ニ於テ  
ル俘虜收容所及非戰闘員抑留所訪問許可方法決定致候條關係國政府へ御傳達相成其  
意嚮ヲ御回示相煩度候

帝國政府ハ南方諸地盤在ル俘虜收容所及非戰闘員抑留所ノ訪問ヲ第三國人ニ對  
シ許可スル問題ニ付考究ヲ加ヘ未タルカ赤十字國際委員會ノ要請ヲ受諾シ又英米  
兩國政府及其與國政府ノ希望ニ應ジ現地ニ在住スル赤十字國際委員會關係者中帝  
國政府ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ訪問ノ際臨時的ニ赤十字國際委員會駐日代表  
代理ノ資格ヲ認メ之ニ對シ逐次俘虜收容所及軍抑留所中作戰上差支ナキ個所ノ訪  
問ヲ許可スルコトニ決定シ今回比島 昭南及奉國ノ分ニ付實施スルコトトシ本通  
牒ト同時ニ赤十字國際委員會ト必要ナル交渉ヲ開始ス

右訪問ノ許可ハ米英兩國政府及其關係與國政府カ相互主義ノ下ニ其ノ權内ニ在

一 甲

裏面白紙

Def. DOC. # 28503c

ル占領地域ニ於ケル日本人俘虜收容所及非戦闘員抑留所ノ訪問ヲ赤十字國際委員  
會代表ニ對シ許可スベキコトヲ條件トス

右申進旁々本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

昭和十九年十二月八日

外務大臣 重光 葵

瑞典國特命全權公使 ウイタール・バツケ閣下

敬具

裏面白紙

ニ 五

73

74

86 25

E 3899  
D. D. #. 3047

宣誓供述書  
（本館）宣誓供述書

ル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如

宣誓供述書  
供述者 宇垣一成

極東國際軍事裁判所  
亞米利加合衆國 其他  
對  
荒木貞夫 其他

1  
74

86 25

E 3899  
D. O. #. 3047

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者 宇垣 一成

極東國際軍事裁判所

荒	亞	其
木	米	他
貞	利	
夫	加	
	合	
	衆	
	國	
其		
他		

裏面白紙

一、私、宇垣一成は元陸軍大將で現在静岡縣伊豆長岡温泉、松籟荘に住んで  
います。

二、私は第一次近衛内閣の時、一九三八年（昭和十三年）五月下旬頃より同  
年九月下旬迄外務大臣であった。板垣征四郎將軍は同年六月下旬より陸軍  
大臣とほり私が外務大臣をやめた後も陸軍大臣であった。

三、私は板垣被告担当の日本辯護人より法廷證第三、四五七号（檢察側文書第  
二、五七〇号B）五相會議決定事項集なるものを讀み聞かされて承知した。

四、私も其の一員であり板垣陸相も其の一員であった本件五相會議について  
申し上げる。五相會議は法制上の規則があつて設けられた正式のものでなく、  
最も關係深い五相（總理大臣、外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣）  
が毎週二回位（火曜日、金曜日といった例）概ね午前十時頃より晝食頃迄、  
時には晝食後に及ぶことあり——お茶を飲みながら自由に問題について諸  
し合ひ一應の結論又は意見一致を見ると之を事柄の性質に應じ、或は正式

D. D. 井. 3047



の閣議にかけ、或は主務省に廻付して主務省の責任に於て實施に移すといふ風にして、此の會議は五相以外の者は誰も加はらず記録を取るといふことは無かつた。

當時板垣陸相が一番の新任者であつたので私より板垣が一番若いのであるから幹事役をつとめるように申しそのように致して、は私に

五、五相會議事項につき文書が提示されることもあつたがこの際に國策に係あるものには世々自分のサインをシマ之を下僚に渡した、従つて外務省に保管せられありとするもこの私のサインのあるものではない限りは原本の本物ではない。

D. D. 卅. 3047

六、五相會議は大抵五相が揃つて會議した、五相中誰かが出席出来ないときは概ね流會になつた、時には又席大臣に餘り關係の無い事項を議するとき、其の大臣欠席で四相又は三相で開いたこともあつた。

七、そこで、先の方法は陸軍三四五七号についてであるが、

其の中の第二、支那現中央政府屈伏の場合の対策（昭和十三年七月八日五相會議決定）と稱するものに付、申せば、此の様な決定はあり得べからざることである。就中顯著なことは、其の第三支那現中央政府屈伏の認定條件の曰として蒋介石氏の下野とあることで、私は入閣に際し、近衛首相に昭和十三年一月十六日の近衛聲明は心費に際しては之れを取消してよいかと云ふことを一つの條件とした。之に對して近衛首相は其の條件はよく諒承した、取消してもよろしいといつたのである。従つて入閣後間もなき同年七月八日に私は夢にも考へていない蒋介石の下野なる問題とする譯がなく、全く有り得ないことである。

次に第四、時局に伴ふ對支謀略（昭和十三年七月八日五相會議決定）と稱するものについてであるが、斯る決定をなしたことは覺えがなないのである。

D. D. 井 3047

D. D. 卅 3047

この中に在外資金を取得すること等により支那現中央政府を財政的に自滅せしむとあるが聞き、何のことか判らない。大蔵大臣も出席していて、この様なことを決定するといふことは考へられない。

次に第五、支那中央政府樹立指導方策（昭和十三年七月十五日五相會議決定）と稱するものについてであるが、之は當時の私の思想からして全くあり得ないことであると思ふ。私は新中央政府樹立といふようなことは當時全然考へていなかった。漢口政府（蒋介石政権）を立て之と交渉して早く事件を解決しようと思念して居たのである。従つてこんな決定に同意するわけがなく、又そんな提案があれば強く反対した筈で、記憶にも残る筈であるが、そんな記憶もなく、従つて問題にせられたことはないと思ふ。次に第十二對支特別委員會（昭和十三年七月二十六日五相會議決定）と稱するものに付てであるが、斯るものを設置したことは全然なく、又五相會議で決定したこともない。

裏面白紙

殊に五相會議は議決機關でも何んでもないのに之に屬せしめて成る種の實行機關をおくといふことは滑稽なことである。

次に第十五、聯合委員會議樹立要綱(昭和十三年九月九日五相會議決定)と稱するものについてであるが、先にも言つた如く、私は中央政府樹立の思想なく、何處までも蔣介石政府を立てて國策を推進する考へであつたからこんなことを諷するわけがないのである。

八、以上同法廷證内容中目立つたものについて申し述べたのであるが、その他の事項についても大體同じことが多いと思ふ。

此の文書は誰かの意見、それも一部干渉者の考へ乃至は蒐集程度のものか誰かが持つて居て、私の就任後に取まとめたといつた程度のものでないかと思ふ。

D. D. 卅. 3047

昭和二十三年（一九四八年）一月三十日 於 静岡縣長岡温泉

供送者 宇垣 一 氏

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同所

立會人 阪 埜 淳 吉 印

子

80

裏面白紙

D.D. # 3047

宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ遂ベ何事ヲモ懃祕セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印  
宇垣 一成 (印)

裏面白紙

8

81

82

Itagaki Goro

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒 水 貞 夫 其他

供述書

供述者 守<sup>ウ</sup> 佐<sup>サ</sup> 美<sup>ミ</sup> 興<sup>キョウ</sup> 屋<sup>イ</sup>

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a black box.

E.3900

Def. Doc. # 3019

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ、先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

Itagaki Case

E. 3900  
Def. Doc. # 3019.

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 宇<sup>ウツ</sup> 佐<sup>サ</sup> 美<sup>ミ</sup> 興<sup>オウ</sup> 屋<sup>イ</sup>

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ、先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙



一 私、宇佐美興屋は元陸軍中將で現在千葉縣船橋市宮本町一丁目一、九二四番地に住んでゐます。

二、私は昭和十一年（一九三六年）三月より昭和十四年（一九三九年）五月まで侍従武官長として、天皇の側近に奉仕しました。

其の間昭和十三年（一九三八年）六月始めより昭和十四年（一九三九年）八月末頃迄板垣征四郎中將が陸軍大臣でありました。

三、侍従武官長は常時天皇の側近に在つて軍事に関し所管大臣參謀総長又は軍令部総長より上奏する際原則として之に侍立しました。即ち陛下に對する上奏は明治天皇以來の先例により御學問所に於て侍従武官長侍立の許に行はれ上奏が終り特に椅子を賜はる時は侍従武官長は退去し其の後大臣と御二人だけを種々御下問を賜ることが屢々ありました。




天皇陛下は上奏中は如何に長時間に亘るも嚴格な起立の態度を採つていられますが上奏終れば極めて寛容の態度を以て親愛の情を示された様でした。

又天皇陛下は主管大臣の職域を尊重なされ干渉に亘るが如きこと、又御意見を存するが如きことは全然ありませんでした。御不審の由は十分御納得の行く迄御下問せらるゝも濫りに聲色を動かして叱責せらるゝといふやうな事は絶えてなく只管臣下を愛撫せられました。右の御態度は私の三年に亘る常時側近奉仕により實際に知見し体得した所であつて終始変ることはありませんでした。

他方拜謁上奏に際しては一般的に言つて躬々如とて言動を丁寧慎重にし正確にして眞實なる事を上奏するのであつて苟も虚構のことを申上げたり天皇陛下の聖明を犯すようなことは日本臣民として到底想像も及ばざる所であります。

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 12 月 1 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	塩崎伸一郎 
受託責任者	神奈川県南足柄市沼210番地 富士写真フイルム株式会社  代表取締役 森重隆 

又天皇陛下は主管大臣の職域を尊重なされ干渉に亘るが如きこと、又御意見を存するが如きことは全然ありませんでした、御不審の点は十分御納得の行く迄御下問せらるゝも濫りに聲色を動かして叱責せらるゝといふやうな事は絶えてなく只管臣下を愛撫せられました、右の御態度は私の三年に亘る常時側近奉仕により實際に知見し体得した所であつて終始変ることはありませんでした。

他方拜謁上奏に際しては一般的に言つて躬々如として言動を丁寧慎重にし正確にして眞實なる事を上奏するのであつて苟も虚構のことを申上げたり天皇陛下の聖明を犯すようなことは日本臣民として到底想像も及ばざる所であります。

めくれず

裏面白紙

四、次に私は板垣被告担当の辯護人より、原田、西園寺回顧録抜萃たる法廷證第三七九五号A（檢察側文書第三一五〇一三一三B）を見せられて讀みました。當時私は侍從武官長として同法廷證の回顧録にあるが如き政治の問題に付て參謀本部に行つて傳へたことは記憶に有りません。

五、次に私は同辯護人より同回顧録の抜萃たる法廷證三七九八号A（檢察側文書第三一五〇一三二一A）を見せられ讀みました。昭和十四年（一九三九年）四月十日頃板垣陸軍大臣の上奏があつたか否か記憶していませんが、陸軍大臣が退去して侍從武官長室に来るといふことは通常無いことで、板垣陸相が「一體誰が委曲を凡て申し上げたらふか」と云つて憤慨したと云ふやうなことは事實無根であることを断言します。

裏面白紙

Def. Doc. # 3019

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス  
同日於東京

昭和二十三年（一九四八年）一月二十六日 於 東京  
供述者 宇佐美興屋

立會人 阪埜淳吉 印

15

86

87

裏面白紙

Det. Doc # 3019

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印

宇佐美 興屋 印

86

87

88

裏面白紙

23-2-9 182 900  
EJ

Det. No. C 3070 (Revised)

F-h. No.

14

自分義國ニ行ハルル方式ニ送ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ寫シタル上  
ノ如ク供進致シマス

宣書供進書

供進書 法 限 管 作

荒 木 貞 夫 其他

亞米利加合衆國 其他  
亞東國際軍務裁判所

裏面白紙



裏面白紙

一 私は一九二一年秋重局第二課に外務省参事官として勤務し、一九二一年十一月の東京海外総反「オット」獨逸大使館の一切の書類の運轉を擔當しました。

二 前項所屬の書類の記帳は各會議直後に私が作成し、(ある組合には)前正の海外大臣に提出された後、送達用の形式に復寫されることになつて居りました。私は勿論各會議の詳細を記憶しません。私が其の大意は記帳に留めて居ります。

三 私は外務省蔵書より抽出した一九二一年十月二十七日の外務大臣會議の記録と思はるる法廷第三八三五號を示されました。此の記録は私の手記でありませんが其の最初の七頁(日本文にて、但し英語文にて、第四頁の第二節迄)は自分の通譯をなした會議の記述と一致します。然し來朝大使の事務所を攻撃してある最後の頁は當時の談話されなかつた事項を包含して居ります。來朝大使派遣を私が始めて知つたのは十一月五日後の東京出發後であり「オット」

04300000

宣讀其の意に於て誤め奉存を悔いたことにはありませぬ。此の閣議は「オットー」大使の意見書出に基いて來日出發の翌日即ち十一月六日に外相及副大使間に協議されたものと私は記憶します。之は私に示され、私が題目に不正の語あるも當時自認されたる大副の正確なる報告として確認した語句文字第二〇五三號「オットー」大使報告の示す通りであります。按て第三八三三號の派員の真に此の宣讀に論ずる外務省記録の二頁であります。

供述者 法 根 寺 作 印

昭和二十三年（一九四八年）二月三日 於東京

右ハ菅立官人ノ面請ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマ

ス 同 日 於 同 所

立官人 七日 亥 印

裏面白紙

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ厭恐セズ又何事ヲモ爾加セザルコトヲ

宣  
誓  
書

署名捺印 法 極 誓 作 印

91

92

裏面白紙

23-29  
19

3901

Def. Doc. 3053

來 兩 大 使 ノ 華 府 急 派 ニ 付 予 ト 會 談 セ ル 東 郷 外 相 ノ 語 ル 處 ニ 依 レ バ 野  
 村 大 使 ハ 現 在 ノ 困 難 ナ ル 尋 常 ニ 於 テ 彼 ヲ 援 助 ス ル 爲 經 験 ア ル 職 業 外  
 交 官 ノ 派 遣 ヲ 依 頼 越 セ リ 新 聞 及 世 論 ハ 樂 視 的 註 譯 ヲ 附 シ 居 ル モ 外 相  
 ハ 日 米 間 ノ 意 見 ノ 杆 格 甚 タ 大 ナ レ ハ 此 ノ 樂 視 論 ニ 左 越 セ ス 外 相 ハ 來  
 兩 訓 令 ノ 詳 細 ヲ 余 ニ 通 報 シ 待 サ ル ヲ 遺 憾 ト ス ル モ 將 來 ニ 對 ス ル 彼 ノ  
 個 人 的 推 測 ヲ リ 結 論 ス レ ハ 近 ク 獨 伊 ト ノ 協 力 強 化 ヲ 必 要 ト ス ル ニ 至  
 ル 可 能 ア リ ト

秘 密

東京發一九四一年十一月六日  
 伯林着  
 第二三四號（十一月六日）

電 報  
 （秘暗號五）

七日  
 一〇時五〇分  
 一七時五〇分

裏面白紙

依ツテ余ハ日本外相ニ對シ來函大儀ハ必スヤ「ルースウエルト」ノ  
 侵略街道前進ニ對抗スル爲日本政府ノ考案セル警告ヲ表明スル指令  
 モ受ケタルナラント應酬セルニ東郷ハ之ニ對シ其後本件ヲ研究セル  
 處問題ノ聲明ヲ交付スルコトハ彼ノ前任者ニ依リ中止セラレタルコ  
 トヲ確メタリト言明セリ（七語暗號缺損、取調中）彼ハ獨乙爲希望  
 フ了承スルモ現下ニ於ケル全般的情勢ヲ考慮スル要アリ效果疑ハシ  
 ト忌ハルム單ナル對米警告ヨリ日本ノ確固タル態度コソ一層重要ニ  
 シテ、此ノ態度ハ來函ヘノ訓令中ニモ明カニサレタリ彼ノ余ニ語リ  
 侍ル處ニ依レバ彼ノ對米交渉ニハ越エ得サル確然タル限界存在ス

裏面白紙

來情派遣ハ余ノ内密ニ開込タル處ニ依ルモ將又其ノ急遽出發ニ依リテ  
 モ朕カナル如ク漸ク最近決定セルモノナリ、報告濟ノ長時商議續セル  
 爾後ニ於テハ米國トノ平和解決ニ對シ最後の試ヲ行フベシトノ見解勝  
 フ副シタリ安協論者ハ種ニ之ニ依リ僅カテハアルカ時間ヲ後ニ來議會  
 ニ對スル沈靜材料ヲ待ントノ考ナルヘシ  
 來領ノ使命受諾ハ訓令ニハ交渉指導者ニ對シ實質的ニ就中支那同意ニ  
 付一並ニ時間的前限ヲ附シ居ルモ向人カ此ノ企圖ヲ全然絶望トハ認メ  
 居ラサルコトヲ明カニシ派遣前天皇司會ノ下ニ極密院カ二十分商會同  
 シタルコトハ更ニ政府カ此ノ裏打ちヲ必要トセルヲ示スモノナリ  
 又新聞紙ニ來領カ三國同盟締結ニ重要役割ヲ演シタル如ク特章セシメ  
 タルモ亦此ノ方向ヲ示スモノナリ  
 且海軍ハ依然米國ノ提出スル支那ニ關スル要求ヲ容認スル地位ニ在ラ  
 リサルニ依リ余ハ此ノ緊急準備ノ機會モ蓋シク疑ハント判斷スルモノナ  
 オツト

裏面白紙

23-2-9-20.

Def, Doc, 8008

Exh,

逕東國陸軍部列所

亞米利加合衆國其地

製

荒木貞夫其他

宣 告 供 送 書

供 送 者 西 村 春 吉

自分儀表圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供送致シマス

*Handwritten signature*

95-1

三、ありません。

私の経験からして特に重要な外交交渉に於て外務省が其の出先の代表に對し「我方の事實上の最後提案は云々」とか「本件に付我方は此の上譲歩する能はず」と云ふ様な訓令を出すことは普通のことでありました。例へば一九二五年乃至二八年及一九三八年乃至三九年の私の莫須科正勳時代漁業協約問題が危儀に類した場合は其の何れの場合にもこれ々々の提案は本件に關する日本の「最後の言葉」であるとか「最早や他に譲歩の余地なし」とか云ふ訓令を屢々受領したことを記憶します。一九二八年本省に於て通商局長の主管部長として本件交渉に就ての本省側の取次振を知つて居ます。又一九三三年支那其の他の國との關係交渉に於て出先に對し「此の上の譲歩は不可能なり」との趣旨の訓令を發したことも知つて居ます。右の如き場合に於て斯る訓令の發出後日本側では實際にそれ以上の譲歩をして居るのであります。

三、私に一九一八年外務省に入り一九四一年十月から一九四二年九月迄外務次官でありました。次官在任時代私に次官としての通常の職務を承し省務一般特に日米交渉に就てよく承知して居ました。

二、私は法廷證第三八三六號及第三八三七號即ち一九四一年十一月十二日及二十五日付外務省發在外使臣宛の日米交渉に就て説明した電報を見ました。

私は外務省の課長、局長及次官として斯る電報を起草發電し、又大使館書記官、參事官及公使として斯る電報を受領した経験から斯る電報は在外使臣一般に對する情報として其の時々問題の概略のみを簡單に傳へる習性してあつたことを証言出来ず。私の過去二十四年間の外務省勤務を通じてみても外務省が進行中の重要外交交渉案件に就て斯る電報で其の秘密の詳細を傳へる様なことは決してなかつたし、又外圍の同僚から聞いた所からしても何處の國でも其の外務省斯ることをすると云ふことは聞いたことには



右ハ當立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマ

同日 於同所

立會人 七 田 基 玄印

供 進 者 西 壽 彦 印

昭和二十三年（一九四八年）二月三日 於東京

一九四一年の日米交渉に於て前掲法廷證の訓令其趣向に様な性質の訓令が出て居ますが、これ等訓令は前記の眞行に従つて書かれたものであり、更には又外務大臣、私、關係局長に於て在外代表に對し事態の重大性を並にしつかりした態度をとることの必要を認識せしむることを適當と認め其の目的の爲に右の様に言われたのであります。私の知る限り日米交渉の全局を通じて十一月二十六日のハル、ノート接到以前に於ては日本側は於て若し相手方が譲歩を示し來り交渉成立の可能性を認め得らるるが如き場合にも猶我方より更に譲歩することが出来なかつた。然し於て「最後」即ち「ファイナル」又は「ラスト」であるべき譲歩が爲されたことはありません。外務大臣は私に對し常に我が國が互譲的態度を示して來れば自分として日本側で更に譲歩を爲す努力する余地が出て來るし、自分は其の爲全力を盡すことが出来るのを望むと繰返し言はれました。

Def, Doc#3039

ヲ  
醫  
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ掩加セザルコト

五

書

書

署名  
印

西

春

彦

印

33027A

23-2-9  
21 4/31

Def. Doc. #3039

昭和十六年十二月  
昭和十六年簡裁報告  
外務省 條約局

第十八款  
共産「インターナショナル」ニ於テ日滿原野ニ締結セラ  
延長ニ關スル議定書

一、議定書締結経緯  
昭和十一年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日滿原野ニ締結セラ  
レタル共産「インターナショナル」ニ於テ日滿原野ニ締結セラ  
昭和十二年十一月六日原署名國トシテ「イタリヤ」ニ参加アリ爾後  
「ハンガリー」ニ参加ラズタル處同協定  
第三條ハ協定ノ效力ヲ五年ト定メ且締約國ハ右條開述了前項後ニ於ケ

(抜萃 四六頁)

裏面白紙

ル條約協力ノ懸念ニ付了解ヲ遂グベキコトヲ決定シ居リ右期間ハ昭  
 和十六年十一月二十四日ヲ以テ滿了スルコトト爲ルヲ以テ本協定ノ取  
 扱ニ付テハ何等懸念ニ懸ラセラルベキコト豫想セラレタリ  
 昭和十六年三月「ドイツ」駐日訪問セル松岡前外務大臣ニ付シ同國外  
 務大臣ヨリ「ドイツ」駐日訪問セル松岡前外務大臣ニ付シ同國外  
 ルコトアル處十月二十四日在京「ドイツ」駐日大使ヨリ本國政府ノ訓令  
 ニ基キ協定ノ期間ヲ更ニ五年延長方ニシテ正式ニ申入アリ更ニ同  
 月二十七日在京「イタリヤ」駐日大使ヨリモ「イタリヤ」駐日大使ヨリ本國政府ハ本件  
 ニ付シ「ドイツ」駐日大使ヨリ申入アリタリ本國政府ハ本件  
 テハ伊國政府ノ希望ヲ検討ノ結果共産「イタリヤ」駐日大使ヨリ申入アリタリ本國政府ハ本件  
 定終結後五年ヲ經タル今日モ益其ノ必要ヲ痛感セララルル次第ナルニ  
 ミ同協定ノ效力延長ニ付シテ必要ヲ痛感セララルル次第ナルニ  
 外務大臣ヨリ在京獨伊兩國大使ニ付シテ必要ヲ痛感セララルル次第ナルニ  
 ル交渉開始ニ同意ナル旨ヲ回答スルト共ニ細目ノ交渉ヲ「ベルリン」

裏面白紙

ニ於テ行ハシムルコトトシ爾來在獨大彼ニ於テ獨伊併トテ終ノ結果  
 定テノ英文ヲ確定セリ尙原署名國タル日獨伊三國共同ニテ「ハンガ  
 リ」國、露、波、及「スペイン」國ニ對シ本件協定ノ效力延長方ヲ  
 申入レ各國ノ同意ヲ得タルニ依リ決定ハ六五ノ署名ヲ見ルコトト爲  
 レリ  
 尙伊併ニ共産「インターナショナル」ニ對スル協定ノ附屬協定廢止ノ  
 爲日獨伊三國密交公文ヲ交換スルコトト爲レリ

裏面白紙

101/102

E 3903  
Def. Doc 2978

Doc. No

トニー・アール (222)  
検閲済 文書及び年次別 母文付録 (18)  
(年次別) 母文付録 (78)

極東国際軍事裁判所

亞太利加合衆國其他

對

荒木 貞夫其他

宣誓供述書

供述者

田中 隆吉

1

自分 日本ニ行ハルル方式ニ從ヒ宣誓シタル上次ノ通り自由ニ自發的ニ  
自分ノ自由ナル意思ニヨリ供述致シマス。

101

102

1 - no. 1000

E 3703

Def. Doc 2978

K x h . N o

自分ノ自由ナル意思ニヨリ供進致シマス。  
自分ニ行ハルル方式ニ從ヒ宣誓シタル上次ノ通り自由ニ自發的ニ

宣誓供進書

供進者

田中隆吉

1

荒木貞夫其他

對

亞太利加合衆國其他

瀋東國際軍事裁判所

裏面白紙

101

102

一、私は法的年令に達し、日本東京新橋區代々木初音六二十番地に居住して居ります。

二、一九四七年（昭和二十二年）五月十五日の私の供述書（法廷証書二六二八號）に於て証言致しました通り、張鼓峰事件當時私は第十九師團第二十五山砲隊隊長でありました。戦闘行爲の始まる前にもその後にもその附近に居た日本軍砲兵は馬匹の牽引する口径七十五ミリ平射砲及び射程の短い口径十五センチの臼砲より成る一隊のみであり、唯一の例外は八月八日圖們江西方にある拱儀北方八軒の地點に到着した山砲兵一中隊であり、此の隊も八月九日迄發砲しませんでした。日軍砲兵は戦闘行爲の始まる前もその後も圖們江西方に止まり、一度も渡河した事はなく河の東方に砲兵陣地が構築された事もありません。

三、命により一九三八年（昭和十三年）七月二十八日即ち戦闘行爲の始まる前私が張鼓峰から約百軒である朝鮮連隊の司令部に於つて来た時、私の指揮する部下及砲一切即ち前流の平射砲も私と共に歸り、張鼓峰附近

裏面白紙



には十五センチ白砲が穿つて来ただけであります。一九二八年七月三十一日午前五時私が壘門江の西岸に居た時他の砲兵も口徑十五センチ白砲も皆私の指揮下に置かれ、砲道砲兵隊が到着すると、それも私の指揮下に入りました。

四

一九二八年七月二十六日以前には兩門江東方附近に居た日本軍は概して以上の裝備を有しない四十名の歩兵隊境番隊のみでありました。他の歩兵隊は七月二十六日に兩門江の西岸より東岸へ移りました。此等はすべて二十七日には兩門江の西方に撤退し二十九日に小競合がなされた後迄は再び渡河しませんでした。此等の中、どの隊も七月三十一日朝戦鬪行爲が再發する迄は戦鬪に参加しませんでした。歩兵隊は戦鬪行爲の始まる前もその後も口徑三十七ミリで兵の進ぶ對面砲及び口徑七十五ミリ砲口より充填する時程の短い且つ兵の進ぶ對面砲以上の裝備を持つて居た事はありません。

五

七月三十日午前五時私が壘つて来た時私はロンア島の主砲によつても

裏面白紙

遠洲領である砂波峰の北側斜面に於て十五センチ白砲によりやられて居  
 る、二軍のロンヤの戦車を見ました。その日西に二軍のロンヤの戦車  
 が之亦ロンヤの主張によつても後に遠洲領内である沙草峰（ベスイミ  
 ヤーナヤ）の西此斜面でやられました。此の五軍共やられましたまま  
 で戦鬪行爲の編者中ロンヤ側の主張によつても遠洲領内に留まつて居ま  
 した。七月三十一日全軍で十軍のロンヤ戦車がロンヤの主張する  
 境を越え遠洲領へ侵入して來ました。私が七月三十一日午前五時に  
 火つた時にはロンヤの砲兵は砲門江西方の目標めがけて射撃して居り、  
 發の砲弾が私の部下及び砲に命中しました。二十軒（十二マイル半）の遠秋（ノ  
 ロンヤ軍の司令部は張鼓峰より終二十軒（十二マイル半）の遠秋（ノ  
 ゴオキエフスク）にありました。

裏面白紙

Ref. No. 2978

昭和二十三年（一九四八年）二月二日於東京

供進者 田中 隆吉（印）

石ハ管立會人ノ目前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日同所ニ於テ

立會人 三浦 和一（印）

裏面白紙

Def. Doc 2978

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ附加セザルコ  
トヲ誓フ。

宣  
誓  
書

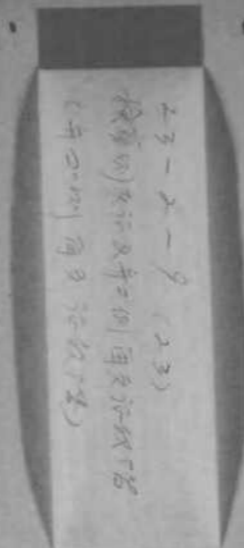
署名捺印 田 中 隆 吉 (捺印)

裏面白紙

拓本-2

Def. Doc. 3084

E 3904



通

木

貞

夫

其

記

供

矢

野

元

二

江京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其

他

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シケル上ニ  
ノ如ク供通宣シマス

和建-2

Def. Doc. 3084  
E 3904

江東區際草叢刊所

亞米利加合衆國 其他

荒木 貞 夫 其 他

宣發供進會

共 進 會 矢 野 光 二

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣發ヲ定シタル上  
ノ如ク供進會シマス

裏面白紙

一 一九〇七年五月廿六日私は本法廷に於て私のなした編纂環境の見察旅行の  
 結果として報告を致しました。(法廷誌二六五〇)  
 その時に報告しました通り私は一九三八年十月に此の地を「ノモトン」  
 リン」附近から「ハンダガヤ」に近道「ハルハ」河に沿つて旅行致し、そ  
 の間河の右岸に外蒙人を見ませんでした。(一九三六年九月にも私は目  
 撃で此の地を旅行したことがあります。)  
 二 私は法廷第三八五七號及び第三八六二號を見ましたが、その中に於て「  
 ビコフ」一並に「チヨクドン」一語人は各々滿蒙語は「ハルハ河」の東に  
 ると報告し且つ反對に於て一九三九年の「ノモンハン」一語は以前に此  
 の地を旅行した時と即しづけられて居ると報告して居ります。  
 三 二回に亘る此の地の調査の結果は、又一九三六年にも一九三八年にも  
 いかに、界にも各オボの間にはなく、又一九三六年にも一九三八年にも  
 百餘を營いた柱はオボの上にはありませんでした。其の地は、  
 は全くいかなる湖沼の木も澤山な草原でありまして、時々小さい川の

裏面白紙

むる以外は何ら視野をさへざる物はありませんでした。  
 旅行のある間私は度々脇道をして八倍の距離で周囲の地形を記べるのを  
 常としました。私は「ノモンハンブルド」「フルドウルイン」「エルスウ  
 ルイン」各オボに行つて見ましたがその上に文字を記した標柱を認めませ  
 んでした。又之オボの間に何年の界隈も標柱も認めませんでした。ノモン  
 ハンブルド一オボには細洲國界隈のノモンハン分所所の碑物がありまして  
 それには七八人の官が住んで居りました。私は又所處外蒙人民共知  
 の他の國境を旅行した事がありますが何處でも國境に於て木製の界隈を  
 たことはありません。右のオボで國境をあらわして居る所では之等のオ  
 ボは一討になつて居りました。一ノモンハンブルド一オボは「チヨクドン」  
 一オボが國境線として用ひられる場合は一氣のみでなく、幾度も討つた  
 むるものであります。蒙古の國境地域に於ては所々に一氣の一討になつた

裏面白紙



(又は三つ或はそれ以上の) オボがありませんがそれ等は國境を標示する  
 ものではありません。即ち一封だけでは線をなさないからであります。  
 一九三八年の旅行の間には「ハンダガヤ」 「ノモトソリー」 「アム  
 コロ」 「ノモンハンブルド」 に於て南洲國騎兵國境監視官又は警察官に  
 會ひました。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月六日 於東京

大 嶋 君 矢 野 光 二

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ証明シマス

同日 於 東京

立 會 人 池 田 純 久

裏面白紙

Def. Doc. 3084

良心ニ従ヒ眞實ヲ道ヘ何事ヲモ誤謬セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣

誓

書

署名捺印

矢

崎

元

二

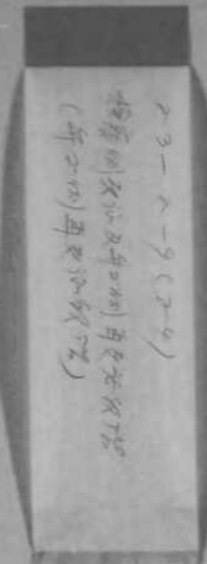
裏面白紙

V. mezu - no 3

E 3905

Def. Doc. 3083

目分我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣營ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス。



供進者 梅原 忠道

荒木 貞夫 其他

亞米利加合衆國 其他

極東國際軍事裁判所

Umezumi - no 3

E 3905  
Def. Doc. 3083

目分戦後ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス。

供述者 橋井忠道

宣旨供述書

荒木貞夫 其他  
亞米利加合衆國 其他  
對

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

一 私は元陸軍少將で現在東京都目黒区平町一一八番地に住んで居ります  
一九三八年～昭和十三年～五月より一九三九年～昭和十四年～七月迄

二 私はハイラル陸軍特務機長でありました。  
ハイラル着任直後私はハルハ河東岸地区を同境附近一帯状況視察のた

め旅行致しました。  
此地方は波形地状で樹木はなく従つて展望の利く地方でありました。

私の経路はハルハ河の上ではありませんが河に沿つて居りました。然  
し私は度々河に向つて若干距離旅行し河から料以内のところ迄行つて

肉面又は望遠鏡で河の附近を視察しました。  
三 その折私は此地方に日本人又は滿洲國人が次の如く駐在して居ること

を知りました。  
アツスールスム～ポイルノール東北方～滿軍騎兵一個中隊～約百名～

裏面白紙

11)

114

115

アムコロ	日本憲兵各名及滿洲國警察官約二〇名
ノモトソール	滿洲國警察官七名
ノモンハン	ハイラル特務警察官二名
ハンダガヤ	及滿洲國警察官十名

忽ハルハ河東岸即ち右岸に於て外務國境監視員を全く目ませんでした。  
 私ノ一行は何人にも逮捕されたり旅行を妨げられることなありませんでした。  
 した。又木製取ひは銘標の如き國境標識は全く見かけませんでした。此  
 の地方を視察したところから云つて忽は新なる標識は存在しなかつたと  
 云ふことが出来ませう。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月六日 於東京

供 述 者 横 井 忠 道

右ハ嘗立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス  
同日 於 東京

立 會 人 池 田 純 久

裏面白紙



良小ニ從ヒテ其言ヲ聽クモ何事ヲモ談秘セズ又何事ヲモ附加セザルニトシ

宣  
誓  
書

署名捺印  
横  
井  
忠  
道

裏面白紙

23-2-10 (1)  
Ref. Doc. 3082

E3906

自分或我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタルトス  
ノ如ク供述致シマス。

宣醫供述書

供述者

栗山 兼四郎

荒木 貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

高麗師團司令部

裏面白紙

一、和十二年三月ヨリ翌十三年七月迄陸軍省軍務課長テ在リ支那問題  
 重鎮ノ主任課長デアリマシテ現地軍ト陸軍省トノ政策ニ關スル交渉ハ全  
 部私ノ手ヲ經テ居リマシタ。  
 二、法廷證三二六九ヲ見マスト之ニハ海軍次官ガ恰モ前會同ノ決定要綱ヲ  
 行シテ該支シタコトニナツテイマスガ之ハ全然違ツテオリマスシ同法  
 廷證ニ記述シテアル他ノ事項モ亦之デアリマセン。例ヘバ寺内軍司令官  
 カ陸軍大臣若ハ陸軍次官ノ來津ヲ促シ來レリト云フノモ全く事實無根デ  
 アリマス。  
 三、海軍次官ガ支那ニ出張シタノハ事實デアリマス。其ノ事情ハ次ノ通りデ  
 アリマス。  
 三、當時日本政府ハ蔭介石ヲ相手トシ大隈トトラウトマン一ヲ仲介トシテ  
 日華和平ヲ行フコトニ方針ガ決定セラレ且ハ大臣ノ命ニ依リ外務省石野  
 真亞局長、海軍省保科軍務第一課長ト共ニ和平交渉ノ案ヲ起草シマシタ

裏面白紙

ソシテ政府ハ一トラウトマンニ折衝中デアリマシタ。  
 若シ此ノ案ガ實現スルコトニナルト、或ハ第一線ノ將兵ノ間ニ動搖ガ  
 起ツテハイカヌカラシムル一線將兵ニ諒解ヲ求メテ復クノガヨイト云  
 フ大臣ノ意圖ニ基キ大臣ハ陸軍次官海軍中將ヲ現地ニ派遣スルコトニ  
 決リ私ハ同中將ニ進行ヲ命ゼラレマシタ。  
 茲、共ハ昭和十三年一月九日東京出發天津、北京、張家口、太原、石家  
 莊、濟南ニ到リ主トシテ軍司令官及師團長ニ中央ノ意圖ヲ傳ヘマシタ  
 法廷証三二六九ニ在ルガ如キ、蔣介石ヲ相手トセズト云フ様ナ主旨ハ  
 雖ニモ傳ヘタコトモアリマセン。然ルニ現地側ハ中央ノ一トラウトマ  
 ン一ヲ介シテ蔣介石ト和平交渉ヲナスト云フ意圖ニ賛成デアリマシタ  
 ノ、デ私共ハ和平交渉ガ成立シテモ軍隊ニハ少シノ動搖モ來サヌトノ確  
 信ヲ得マシテ斷然ニ就カウトスルトキハ一月十六日所謂近衛聲明ヲ蔣  
 介石ヲ相手ニセズ一ガ發セラレ凡テ水池ニ歸シタノデアリマス。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月四日 於東京

供述者 柴山 兼四郎（印）

石川信立會入ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同所

立會人 池田 純久（印）

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附會セテルコトヲ誓ス。

宣 誓 書

署名捺印 柴 山 兼四郎 (印)

裏面白紙

Araki-1

(R)

Def, Dec, 5308

Exh, NO,

部下

23-1-30 (Araki)  
[Araki] 田原清太郎  
(海軍省) 田原清太郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

日本 貞夫 其他

供送者

供送者

眞崎 三郎

自分發給ニ行ハル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り官署ヲ為シタル  
上ノ如ク供送シマス

Araki-1

(R) Def, Doc, #3067

Exh, NO, 部下

自分發投函ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り官署ヲ為シタル  
上ノ次ノ如ク發送シマス

官署發給者 眞崎 義三 郎

荒木 貞夫 其他

亞米利加合衆國 其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙





に任せ正しき實行にて可否を示せとの言者で悪口や反對を言はれても會て之れに干渉したことはありません事ろ第三者が偏がゆいと忌ふた位でありました

私は又原田日記からの檢査法延經三七六九一▲に原田が軍部を抑壓の爲言論の自由が壓迫されたと書いてあるのを讀みました一部下級の將校中には與論に對して時に諷刺が尖鋭化して居るものもあつた事は事實ですが荒木自身は言論の自由に賛成でありました

私は亦藤次長であり荒木と此の同様に就ては幾々話し合ひましたから此う云ふ事は良く居る立場にあつたのです

私は亦荒木が之れを實行し殊に彼自身の悪口を云つた者に對して寛大を雅量を以て容して居るのを見た事があります

裏面白紙

De 1, Doc, 3067

昭和二十三年（一九四八年）正月三十日 於

供 証 者 眞 崎 基 三 郎

世田谷區世田谷一ノ一六八

右ハ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日於同所

立會人

菅

原

裕

裏面白紙

Doc. Doc. 3067

ラ 良心ニ從ヒ 義ヲ道ヘ 何事ヲモ 欲スセズ 又何事ヲモ 附加セザルコト

官 署

名 義 印

義 崎 三 郎

裏 面 白 紙

Archie 2

(R)

3076

25

アキシーノ 30 (Jan 20)  
東京府多摩郡小宮町(現文京区小宮)  
(事務所) 田中 昭 氏 宛

東京府 田中 昭 氏 宛

田中 昭 氏 宛

田中 昭 氏 宛

田中 昭 氏 宛

田中 昭 氏 宛

自分様 田中 昭 氏 宛  
ノ如ク 供送 申シマス

Arabia 2

25

(R) 302.3000 3 076

第1

自分機張紙ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ書シタル上  
ノ如ク供述書シマス

宣書機張紙

供述者 馬山 一 13

流不貴夫 其禮

亞米加合衆國 其禮

宣書機張紙

128

129

裏面白紙

一 私は昭和六年十二月より全九年五月まで大藏、齋藤兩内務の文部大臣でありました従つて荒木氏とは同氏が内閣に陸軍大臣として在つた間同じ閣僚として勤務しました

二 荒木陸軍大臣と高橋大臣とはお互に信託し合つて居り兩氏はよく諒解をなされました

私が覚えて居るのは昨日は忘れましたが一度陸軍編成に關する協議の時高橋氏が「軍部（陸海軍を指す）は軍備を整備すると陸軍を上げたがる」と云ふ事を云つた時に荒木氏は「それは何の事か云ふのですか陸軍の要求は軍備を整備する為の最少限度の防禦的軍備であつて後方より他國に侵襲をしかける迄度のものではない殊に私は陸軍をブロシヤ型から説却し進歩の上で立つ陛下の事とする事に努力して來て居る事は度々申し上げた通りでありますからどうか其の御言葉は御取柄しを願ふ」と斷き直つて話された事がありました。

(4)

裏面白紙

三 穂木氏は言辭の壓迫には反對であるとよく言つて居ました。當時陸軍方面の一部では時局に關して穂木氏が立つて居ました。高橋氏はよく陸軍に向する嘘を聞いては陸軍大臣にそれを訴して居ました。一度穂木氏が高橋氏に向つて若い將校の行き過ぎた熱心さを戒めたいから勸力して下さいと頼んで居た事を覚えて居ます。四 原田日記の一部を抜見しましたが記述が正確でありません。原田氏の希望の記述が含まれて居り、陸軍の内容等は必ずしも眞相を傳えて居ません。五 英清洲國承認の關しては昭和七年三月中旬の論議で即時承認反對に決定されましたがそれは九ヶ箇條の條約違反だからと云ふ理由ではなく、英清洲國がどう發展するか豫測出來ないから其成行を恐れた上で承認しても遅くないと云ふ意見が一致したからであります。

(2)

裏面白紙



六 荒木首相は徹底した國際協調主義者で孤立論者ではありませんでした  
 ・ した 國際聯盟脱退の時の閣議でも陸軍大臣は何等積極的の發言  
 はしませんでした 一切の研究は外務大臣に委せて唯國際條約を  
 遵守するよう念を押して居ました  
 七 日ソ不可侵條約の提案の非公式の相談の時には誰れも反対はあり  
 ませんでした が當時第三インターの對日活動が露骨であつた時で  
 ソ聯の真意の諒察が出来ないで皆閣僚は躊躇しました が日ソ相互  
 に種々意見を交換して後でもよいではないかと云ふ位の話であり  
 ました 荒木氏も他の閣僚と異つた意見は持つて居ませんでした  
 別に閣議で特別の發言もありませんでした

(3)

裏面白紙

Def, Doc # 3076

昭和二十三年（一九四八年）一月三十日 於熱海市栴山

供 述 者 鳩 山 一 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 述 詞 高 明

裏 面 白 紙

Def, Doc 3 076

ヲ  
誓  
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺ル  
モズ又何事ヲモ附加セザルコト

宣

誓

書

署名捺印

山

一

郎

裏面白紙



Oshima - no. 1

Def. Doc. # 5077

Exh. # 3907

東京國際工務裁判所

亞米利加合衆國其他

能木貞夫其他

宣誓供述書

供述書 宣誓 良 符

裏面白紙

私、齋藤良衛は宣旨の上次の通り供進する。

一、私の現住所は東京都澁谷區松濤四二番地である。

二、私は一九四〇年七月より一九四一年七月迄外務省顧問であり、其間三國條約の締結について松岡外務大臣を事務的に輔佐した。

三、三國條約によれば三國の間に可成りかの一段が此條約締結時歐洲戦争又は日支紛争に参入して居ない限りによつて攻撃せられた時は他國の締約國は攻撃せられた國を政治的、經濟的及び軍事的的方法により援助する義務があるが、此條約に謂ふ所の締約國の一段が攻撃せられたりや否や、即ち又爾余の締約國が援助を與ふべきや否やの判断は、日獨伊各國の政府に於て決定すべき事柄で、三國條約に基く委員の決定はなかつたし、又日本政府が斯かる決定を此委員に與へたこともなかつた。

四、三國條約の結果として、東京、伯林、羅馬の三ヶ所には孰れも一般委員會、軍事委員會及び經濟委員會の三委員會が設置せられることになつて居つたが、此等の委員會は其所在地の外務大臣、駐在大使、大使補附員等

同日於同所

立會人 高内 福夫

右の書證口人ノ所前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

供述者 高内 福夫

昭和二十三年（一九四八年）二月五日 於東京

武官等能ハ昔々以テ構成セラレた所ノ日獨伊三國政府ノ連絡機關に過ぎず、  
三國政府を拘束するやうな決定をなす権限はなかつた。

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺偽セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣  
誓  
書

署名捺印

三  
三  
三  
三



China no. 2

Doc, Do

3-2-100  
年 月 日  
及 和 次 降

3907  
E 3908

25

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣 審 供 通 審

供 通 審 宇 佐 美 珍 彦

Osaka no. 2

Doc, Doc, #3078

3907  
E 3908

25

恒東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣 審 供 述 書

供述者 宇佐美 彦

裏面白紙

私、宇佐美珍彦は宣稱して次の通り供送する  
一私の現住所は東京都杉並區高円寺四丁目六一六番地である。  
二私は駐獨大使館参事官として一九三八年十一月十一日より一九四〇  
年五月迄柏林に在勤し、其間日獨伊條約交渉に付大島大使を輔佐し  
た。

三一九三九年二月末此條約交渉に關し伊藤特使が持参した政府訓令に  
對して、三月初大島白鳥南大使より有田外務大臣に意見具申が有り  
三月末外務大臣より新訓令を電報して來たことは、私が後に私の供送  
書（法廷證第三四九四號）に於て詳述した通りであるが、此の陪、卸  
り一九三九年三月初より三月末迄の間、有田外務大臣より我陪卸伊  
大使館に宛、伊藤特使持参の原訓令通り交渉をやれといふ意旨の訓  
令を送つて來たことはなかつた。

以上

裏面白紙

Doc. Doc. 3078

昭和二十三年（一九四八年）二月五日 於東京

洪 逸 香 宇 佐 美 珍 彦

右ハ堂立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 同所

立 會 人 島 内 龍 起

裏面白紙

Doc, Doc, 3078

書  
フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤謬セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

書

書

署名捺印

字

佐

美

彦

彦

140

67

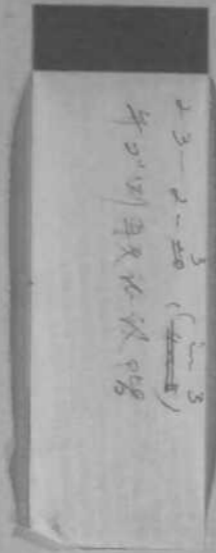
141

裏面白紙

OSHIMA-no.3

Def. Doc. 3079

Exh. no 39089



供  
送  
者  
前  
田  
稔

警

其  
他

其  
他

亞米利加合衆國

東京國際貿易裁判所



私、前田憲は宣戦の上次の通り供送する

一 私は一九〇〇年十月二十五日より一九〇二年五月二十五日まで、五令部第三

部長として、艦隊に在りて、海軍の発展の爲め奮闘して来た。當時

私の艦隊は海軍少將であつた。伯林大使館附海軍武官官邸に在りて、海軍から、大塚大佐からも、又

て海軍乗組員を射殺するとか、或は潜水艇によつて撃沈された商船

の生存乗組員を射殺するとか、或は潜水艇によつて撃沈された商船

を撃沈するとか、海軍の発展の爲め奮闘して来た。當時

三 尚附言するが私は私の石在艦隊中、日本海軍中央部に在りて前記の事

な事、海軍方法を採るといふことが行はれたことを聞いたことな



右ハ營立人ノ面新ニテ電着シ且ツ署名捺印シタルニトラ證明シマヌ  
同日於同所

立會人 島田 起

供 証 者 前 田 檢

昭和二十三年（一九四八年）二月四日 於東京

かつたし、又日本進軍が真意な行爲をなしたといふ無断を受けたこと  
もなかつた。

フ

貞心ニ從ヒ  
其儀ヲ辨  
ベ爾ルヲ  
モ以テ  
其セズ  
又爾  
ヲモ  
附  
キ  
ザ  
ル  
コ  
ト  
ヲ

宣  
別  
書

署名印

前

田

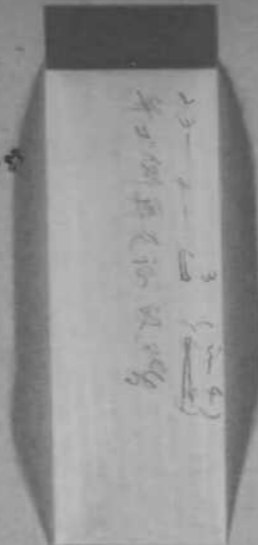
終

Oshima-no 4

25

Def, Doo, f

Exh, a 39/8



供述書

荒木貞夫其他

對

亞桑利加合衆國其他

櫻東國際軍事裁判所

供述者 松島鹿夫

Oshima-no. 4

25

Ref. Doc. 3049

Exh. 39/8

極東國際軍事裁判所

亞桑利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 松島 鹿夫

裏面白紙

裏面白紙

私、松島健夫は宣旨の上次の通り供述する。

一、私の現住所は神奈川県藤澤市片瀬町二九三一番地である。

二、私は一九三六年四月より一九三九年十一月迄外務省通商局長であり、其後一九四一年三月迄瑞典駐在公使を勤め、一九四一年三月より一九四五年五月迄は歐洲特派公使として、伯林に駐在し専ら経済関係事項を擔任して居た。

三、日獨間に相互的に三年間に十億圓のクレジットを設立する事項を含む日獨間物資交換に關する日獨協定並に其附屬協定書（法廷證第三五二〇號）は、一年余に亘り伯林に於て日獨間に交渉が行はれた後、一九四三年一月二

四、私代右協定締結の交渉に参加した。大島大佐はリッペンとロツプと時々交渉し、事務的には私がヴァイル通商局長と交渉を行つた。大島大佐より直接に及びヴァイルからも聞いて居た。私の知る限り、此全交渉を通じて我方が行つた提案は全部認め外務省の同意を得た後からか、又は本省より訓令に基いたるものであつて、大島大佐が認め本省の同意を得ることなく又は訓令に基かずして、自己の裁量によつて獨逸側に提案したことはなかつた。

五、右交渉中、私は獨逸側に譲歩をなさしめるため、外交技術として、特定事項に關する日本政府の訓令を大島大使の私案乃至は大島大使の提案と稱して獨逸側に傳へ、獨逸側が此事項を承諾するならば、其他の獨逸側要求事項については大島大使が日本政府を納得せしめることに努力するだらうといふやうなことを獨逸側に話したことがあつた。勿論此等の話の内容は大島大使が事前に本省と打合せを上り下りしてあつた。

六、此經濟協定の適用區域の問題、即ち日獨主導の經濟問題はリッペン・トロツプが提案したものであると、私に私は當時大島大使より聞いてゐた。此問題についても大島大使並に私は常に日本政府の指令を仰いだ後、獨逸側と話をしたのである。

七、此條約の約定は署名前衆議院日本政府の同意を得た上で實行されたものであつた。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月五日 於藤澤市片瀨町

供述者

松島 武夫

右ハ被告立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立會人 島内 龍起

裏面白紙

Def, Doo, 3080

良  
心  
ニ  
從  
ヒ  
通  
テ  
述  
ベ  
何  
事  
ヲ  
モ  
談  
察  
セ  
ズ  
又  
何  
事  
ヲ  
モ  
附  
加  
セ  
ザ  
ル  
コ  
ト  
ヲ

宣  
書  
書

署名捺印

松  
島  
貞  
夫

裏面白紙



23-2-3  
205

3911

DEF DOC 4091--A

海軍省令

ベルリン一九〇三年三月五日

士官自由

一九〇三年三月五日海軍省令ニ因スル...

一九〇三年二月二十六日在「ウインザ」...

第十四頁、第四條

海軍省令ハ、海軍省令ニ對シテ  
ソノ本水陸ヲ指シ、セント・ピートル・デ・アリア、又曰ク  
海軍、大、大、大「フオン・リツベントロツテ」

150 149

原本不明瞭  
裏面白紙

Def. Doc. 4091

Exh. 5

外務大臣ニ二審ノ對逸澤水艦ヲ日本ニ提供スル  
 議案請方ヲ改訂シタ旨ヲ述ベ聲明シタト報告ス  
 ル  
 海軍長官ハ右時水艦ノ真鍮ハ其目的ニハ同ノ役  
 ニモ立ツマイト説明シタ。其ノ理由ハ彼ハ資材  
 上カラ日本テハ多量ハ建造サレ得ナカロウト信  
 ズルカラ  
 總統ハ我々ハゴムニ對シテ反對給付ヲシナケレ  
 バナラヌカラ、日本國民ニ日本ノニ一筆ノ潛  
 水艦ヲ讓渡スル考ニ贊成シタ。コノ反對給付ヲ  
 高級銅鐵及ビ機械工具ノ幾ナ完成品テ具スノガ  
 我々ニ困難ナラバ、一隻ノ潛水艦ヲ引渡ス方ガ  
 容易ダロウ。彼ハ右要求ガモット具體的ナ形ヲ  
 取ル迄ハ同伴ヲ決定シナカロウ。

1  
1  
1  
1  
1  
1  
1  
1  
1  
1  
1  
1

署名 「デニツク」

コルゲエツナン 艦長

副署、海軍少佐「フツファー」

裏面白紙

151  
150

裏面白紙

米 國 海 軍 長 官 室

顯 微 鏡 寫 眞 フ ィ ル ム ノ 諸 大 寫 ニ 關 ス ル 證 明

Exh. 余 即 ち 海 軍 部 調 査 分 析 員 タ ル 「ハ イ ン ツ ヲ ヲ イ チ  
エ ン ハ イ ム」ハ 左 記 顯 微 鏡 寫 眞 フ ィ ル ム ト 添 附 セ ル  
諸 大 寫 畫 々 比 較 該 諸 畫 々 諸 顯 微 鏡 寫 眞 畫 々 オ ル  
ム ノ 境 正 ナ ル 寫 ナ ル コ ト 並 ニ 顯 微 鏡 寫 眞 フ ィ ル ム ハ  
海 軍 部 タ ン バ ッ ク 文 書 群 「O.P. 32」ニ 於 テ 保 存 セ  
ラ ル ル 文 書 ノ 一 ナ ル コ トヲ 證 ス

Oberbefehlshaber der Kriegsmarine.  
Miederschrift über den Vortrag des Ob.d.  
w. beim Führer im Führerhauptquartier  
Winniza am 26. 11. 1943.

（海 軍 司 令 長 官、  
一 九 四 三 年 二 月 十 六 日、  
「 ヴ ァ イ ニ ッ ツ サ ノ 領 事 司 令 長 官 ト 「 統 統 」 ト ノ 會 談 ニ  
於 テ ノ 記 録 ヲ 取 レ リ」

O.I. London, Feel E-15B, PG 32198  
4 PP

一 九 四 七 年 十 一 月 五 日

ハ イ ン ツ ヲ ヲ イ チ エ ン ハ イ ム

Def. Doc. # 4091

151  
152



23.2.10

Doc. No. 3072-2

Doc. No.

ドイツのポーランドを侵略したのは、ナチスではなく、一九三九年の不可侵条約を破棄してゐたソビエトとソヴィエトとの二つの勢力が、この代償を強要した。ソビエトは、ナチスとソヴィエトとの二つの勢力が、この代償を強要した。ソビエトは、ナチスとソヴィエトとの二つの勢力が、この代償を強要した。

ナチスとソヴィエトとの二つの勢力が、この代償を強要した。

152-1

153

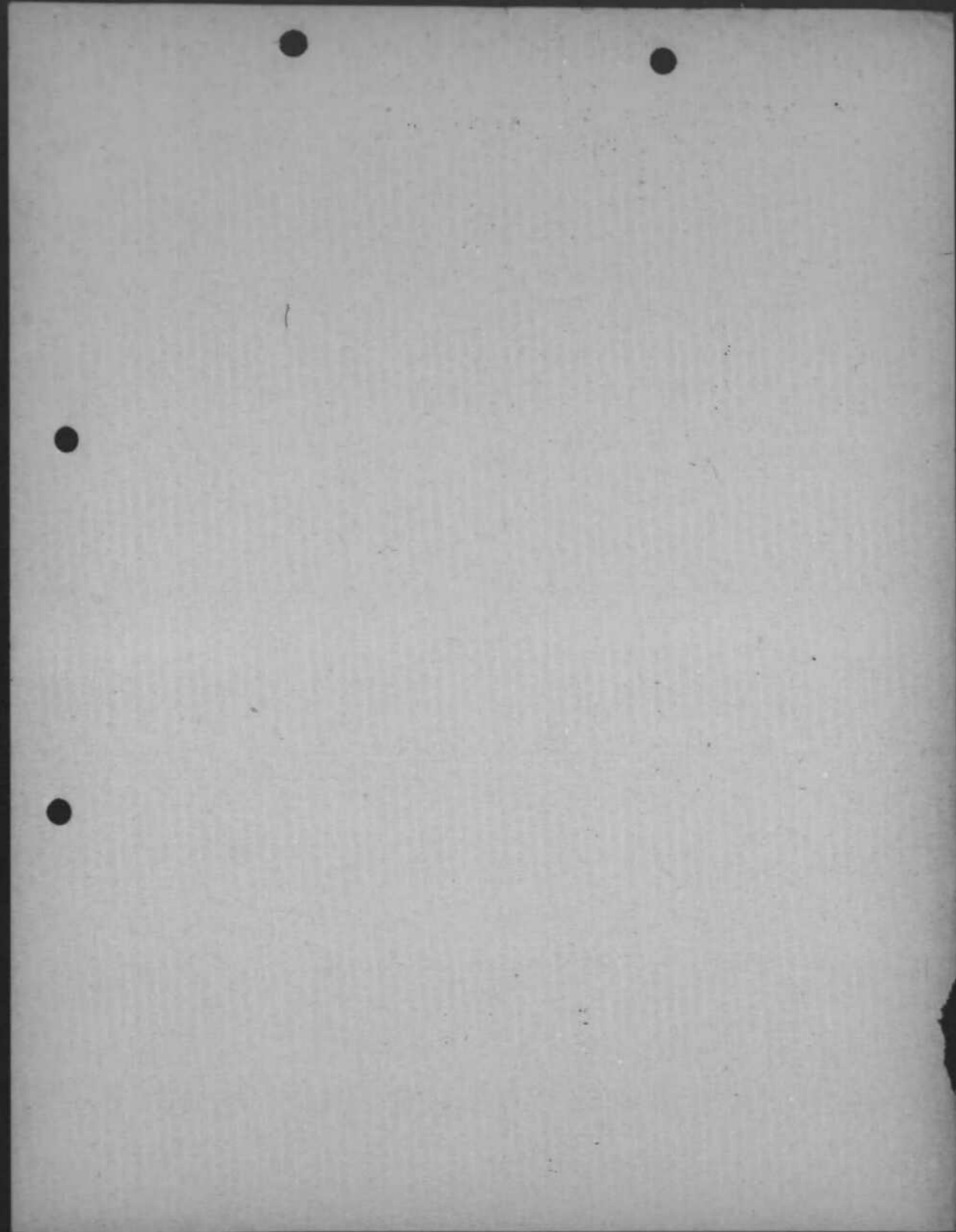
原本不明瞭

ロシヤ人ではない。がこの美しき友誼の絆を断切つたのであつた。この文書に示されてゐない。真は、ナチスドイツの偶発的崩壊によつて東部ヨーロッパには穴が開き、而して、これがソヴィエト聯邦をして所期の目的を達成のみならず更にそれ以上の進出を可能ならしめたといふ事であつた。並に本文書を中心とする諸事件の年表を附した本文書摘要は次の通りである。

一九三九年三月十四日附。標題。  
ナチ、ドイツ、ボヘミア・モラヴィア及びスロヴァキアを占領す。チ  
エツコスロバキヤの完全破壊。ミュンヘンに始まる。

原本不明瞭

一九三九年三月十七日附ドイツ  
ワイツァツカ  
ロシヤ大アアレクセル・メレカ  
は宮に一高上を連んで来たのである。感傷的な見聞の心算は：  
ドイツに「する」となる必要はなかつた。：：：ロシヤがドイツと共に正當  
に立ってないといふは田は：：：の。正當の立から：：：つて：：：  
に多に立ってないといふは田は：：：の。正當の立から：：：つて：：：



五

Ref. Doc 3072-0 Reich. Ho. 110

皇朝文書第三〇七二號一。  
各省公表ナチス外務省文書  
抜萃一頁一

ドイツ外務次官エルンスト・ウエルマン博士の一九三九年六月十五日附覽書

ヘブルガリア公使來訪ベルリンに在りて、  
タコフ氏から左の通り密談があつた旨、  
ツトは世界の現状に面して態度を決し、  
何れをとらうかと迷つて居る。即ち英佛と協定を結ぶ事、  
に三つである。此對知事は最近は思想上の事は別として、  
望に最も近いものである。



若しドイツがソビエトを攻撃しない事又はソビエトと不可侵條約を  
結ぶ事を望みするならばソビエトは悉く英國と條約を結ぶ事を見合  
せるであらう。

5  
107

Def, Doc# 8072-D

審議文書三〇七二一D

ナチ外務省文書中 國務省布告 拔萃  
モスコウ駐在 獨逸大使 フリードリッヒ ワンオンデル  
シュレーンベルグ 伯 至急 秘密電報 一九三九年六月二十九日付

（モロトフに對し）獨ソ關係の平常化を以て迎する旨を指摘したと  
ころ、モロトフの返答は、ソビエト政府の對外政策は、その  
首腦部の發表に從て總ての國家との親善關係を形成するを目的とす  
る、而して、此は勿論、ドイツも又吾に對して同様に親善を望むと  
すれば、ドイツにも適用される、と言ふことであつた。

裏面白紙

辯護文書三〇七二一E

ナチ外務省聲明中 國務省布告抜萃

ドイツ外相ヨハヒム、フオン、リツベントロツプより シュレーンブ  
ルグ宛、大至急電報 一九三九年八月十四日付

貴下自らモロトフ氏を訪ひ、次の如く傳へられたい。  
國民社會主義獨逸とソ連國の思想的相反性が過去に於て、兩國の  
相異なる對敵陣營に分れて競争したことの唯一の原因であつたが、  
最近の趨勢は變貌しつゝ、ある世界の前途には兩國間の正常なる關係  
及び新なる友好的な協力の回復を妨げる何等もないことを示してゐ  
るのである。……  
標題、一九三九年八月十六日、ドイツのダンツィツと同僚の要求  
は獨逸戦争の危険をはらむ。

裏面白紙

Doc. Doc. 53072-F

もイソ派モソツ  
つツがの納ロヴ  
てがの納ロヴ  
をバルの納ロヴ  
つた。の納ロヴ  
の共同保  
障を考  
慮して  
をるか  
否か、  
の同意  
に具  
味を

一九三九年八月十六日附

シユールンベルグ 駐至急電

(頁)

備録文書第三〇七二號一F  
直務省公表ナチス外務省文書抜萃

裏面白紙

五  
回

Doc. No. 3072-G

Exh. no

無印文書 第三〇七二號

西条省公署ナチス外務省支那課  
(頁)

一九三九年八月十六日、リツベントロツプ  
シュールレンベルグ宛至急電

モロトフ氏の電文はドイツの希望に添ふものである。

裏面白紙



五  
10)

藩政文書第三〇七二號 I

第 頁  
國務省公表ナテス外務省文書抜萃

一九三九年八月二十日附アドルフ、ヒットラー發テヨセフ、スタ  
ーリン宛至急電

獨ソ新通商條約の締結は獨ソ關係調整の第一歩として余の衷心から  
喜ぶ處である。ソビエト不可侵條約を結んだ事は余にとつて極長  
期に亘る我國家の確立を意味するものである。  
ドイツは之によつて過去數世紀間兩國にとつて有益であつた政治的  
常道を回復した譯である。余は貴國外相モロトフ氏の手交せられ  
た不可侵條約草案を受諾する。

裏面白紙

Def. Doc. # 3072-J  
(12)

Exh. #

辯護文書第 三〇七二 號一 J  
國務省公表ナチス外務省文書 抜萃

一九三九年八月二十一日付スターリン  
ヒトラー宛電報至伝電

ドイツ政府が不可侵條約の締結に同意せられざる事は貴我兩國間の政治的緊迫  
を除去し和平と協力とを確立する基盤となるものである。  
東京、一九三九年八月二十三日附、一獨ソ不可侵條約に署名す。

裏面白紙





るまづ、それで私は彼の無に死したひと思ひます。……  
 モロトフ氏とスターリン氏は不可侵條約の爲、……  
 又ドイツの如何にも益を絶した。……  
 スターリン氏の下記の如き要言の事ドイツの大臣に……  
 「ソヴァエト政府は新條約を非常な重大な考へる同政府はソヴァエト  
 政府は其の相手を……  
 るであらう。」

原  
 本  
 不  
 明  
 瞭

五  
(6)

Def, Doc 3072-L

Exn,

辯證例文三〇七二一L

國務省公表ナチス外務省文書抜萃(頁)

一九三九年八月二十三日モスコに於てリツベントロツプ、モロトフの署名せる獨蘇不可侵協約秘密附屬議定書

バルチック諸國(フィンランド、エストニア、ラトヴィヤ、リトアニア)に屬する地域に於ける領土上政治上の再整備の場合には、トニア北部國境線は獨ソ勢力國の境界線を示すものとす。この一線はトランドに於ては、獨ソ勢力國は略スナル川、ピストラ川、サン川の線に限られる。兩管事國の利害に基き獨立ポーランド國を維持する事が果して望ましいかどうかと云ふ事又斯くの如き國に如何なる國境線が引かれるべきかといふ問題は將來の政治的發展の

經過に於てのみ明瞭に決定され得る。東部ヨトロツハに歸してソ  
ワイエトはそのベツサラピ文(北地万)に於ける利益に注目すべき  
である。

標題、一九三九年九月一日附 戦争。  
ナテス、ポーランドを侵略す、二日後、英佛は獨乙に互戦を布告す。

5  
10)

Ref. No. 3072-11

Kzh. No.

抄入 余は  
をに は今  
傳に 充記  
送す 記モ  
され ント  
ん貴 殿の  
こと 通知  
を乞 を受  
ふ取 った。  
一ド イツ  
聯邦 共和  
政府 に余  
の祝 詞と  
談

一九三九年九月九日

シユールンベルグ参至急報

德意志文書三〇七二一  
德意志公表 ナチス外務省文書  
抜萃一

裏面白紙

九  
(10)

Ref. No. 3072-N

Exh. No.

特選公文書三〇七二一N  
總務省公表 ナチス外務省文書

抜萃 (一頁)

シュレーレンベルグ參至急秘電報

一九三九年九月十日

（モロトフ）はソヴィエト政府は、獨逸が更に前進する機會を利用し  
てポーランドは分断しつつあり、且その領土ソヴィエト國境がウクラ  
イナ人及び白系ロシア人（露ポーランド國境に在住）を助けることが  
必要となつて來ると、宣言せんと企圖してゐると述べた。

裏面白紙



12

解譯文三〇七二一P

經赤松公委ナチス外務省文書披露  
シユーレンベルグに至る秘密電報

一九三九年九月十七日

スターリンの夜中の二時余を覚見した。

そして赤軍は今六時全戦にわたつてソヴィエト（ポーランド）を攻撃

せしむるのらうと宣言した。

第一一九三九年九月十七日附 赤いポーランドに侵入し、之を完全

に陥滅せしむ

裏面白紙



5  
10)

Def. Doc. # 3072-2

Exh. #

辯護側文書三〇七二一

附務省發表ナチス外務省文書 抜

萃

一九三九年九月二十五日

一頁

ミユールンベルグ發至急極秘電報

一九三九年九月二十五日

スターリンは敗殘ポーランド獨立國を其のままにして置くことは誤りである  
 と述べた。彼はルブリン地方全部及びバクに及らワルソ地方の一部を我  
 々に割譲されるべきであると提議した。その代り我々はリトアニアに對する  
 我々の主張を撤回すべきである。若し我々が同意すれば、ソヴィエト聯邦は  
 直ちに八月二十三日の議定書に従つてバルチツク諸國同盟の解決策を講ず  
 るであらうし、この同盟に關してドイツ政府の良りない援助を期待する。

裏面白紙

辯護側文書三〇七二一R

國務省發表ナチス外務省文書 換 萃

リツベントロツプ、セロトフによる  
ドイツ及ロシヤ政府の宣言

一九三九年九月二十八日

（ポーランドを分割し、上記スターリンの提案に従ひロシヤにレトニアを  
割譲した後、兩國政府は相互に、一方ドイツ他方イギリスフランス間に  
現存する戦争状態に終止符を打つことはすべて國民の眞の利益に役立つで  
あらうといふ所信を披瀝した。）  
併し若し兩國政府の努力が無益であつたなら、この事はイギリス及びフラン  
スは戦争繼續の責任者であるといふ事實を證明するであらう。ここに於て  
（ドイツとロシヤ）は必要な方策につき相互協議をなす。

裏面白紙

五

(6)

Def. Doc. #3072-S Exh. no

三〇七二一S

リッベントロップよりモロトフ宛書翰

一九三九年九月二十八日

余は左記内容の書翰を呈手した。  
（即ち）「ソウリエト邦共和政府は進んで……後、ソ連の……  
及び……交渉を是非促進させる……」  
ドイツ邦共和政府は……次の目的の爲に必要な方を……

裏面白紙

五  
(10)

Def. Doc. 4072-T

Exh. 4

海軍省文書三〇七二一J

海軍省公表ナチス外務省文書 談

萃

( 頁 )

リッペントロツプ宛、ミールンベルグより  
至急秘密電報

我方の陣地は全て、ソヴェト政府は現在カフカスに於ては中立を固守するこ  
と、又用意する限り西部諸国との衝突にソヴェト政府自体が誘込まれるや  
うな事は避けることに決定したと確認する。これは河故ソヴェト政府がフ  
インランドで封鎖する戦を中止したのかといふ主なる理由の一つであつたにち  
がひない。

源 一九四〇年四月九日  
ドイツはデンマークを蹂躙しノールウェイを攻逐し、西部征復を開始す。

裏面白紙

五  
回

№ 3072-U

№ 3072-U

ナチ外務省公文書に於する未開國委任公表  
文書よりの抜萃 頁

シュローレンブルグ至急電報  
一九四〇年四月九日

（暴徒のデンマーク及ノルウェー渡りの遺棄ありたる後、ソ連政府は、暴徒に強制せられ暴徒が控らざるを得ざるに陥つた手配を了結するとモロトフは宣言した。  
英領は：：中立国の権利を完全に無視した。  
捕虜としてモロトフの言つた言葉通りを誌せば、「我らは彼がその面  
露手に於て完全な成功を収めるべきを希望する。」

裏面白紙

五  
10)

Doc, Doc, 53072, W-W

辭書文書第三〇七二號I  
テキ外務省文書に關する西遊省公表よりの抄萃  
頁

シユーレンブルグ駐在急報  
一九四〇年六月十八日  
モロトフは。一。獨乙種軍の大勝利に對してソ聯政府の深厚なる  
祝辭を述べた。更にモロトフはバルト諸國に對するソヴィエトの行動  
（軍器占領に關する）に對して余に語つた。  
彼はバルト諸國に於ける獨乙とソ聯の間に不和と疑念の道を濶かうと  
してゐる。英盟及びフランスのすべての陰謀を起つ事が必要となつて來  
たと附け加へた。  
見出し、一九四〇年六月二十二日 フランスの切實は英盟をして早  
獨に獨乙と腹ふことを余減なくす。

裏面白紙

五  
(10)

Def. Doc. #3072 X Exh. no

解 説 文 集 第三〇七二號一 X  
ナチ外務省文書に對する西務省公事よりの抜萃

頁 シューレンブルグ年六月二十三日 至急報

モロトフは本日余に對し左の如く述べた。  
即ちベサラビア問題の解決は、これ以上の遅延を許さない。ソヴェエ  
ト政府は尚も平和的解決に努力してゐる。しかし、若しルーマニアが  
和平的途徑に反するならば兵力を用ふる事に決定してゐる。又同  
にソヴェエトの要求は、ウクライナ人の住むブコヴィナに波及される。

裏面白紙

五  
(10)

Def, Doc#3072-y

辯説文書第三〇七二一Y

ナチ外務省文書に關する國務省公表よりの抜萃

頁

シールレーンゲルグ發 至急報

一九四〇年六月十三日

スターリンの命により、モロトフは余に此の會談（スターリンと  
 當時のモスコイ駐劄英國大使スタフォード・クリップス卿との間に  
 交はされた）の覺悟を手交した。クリップスは（曰く）、英國政府は  
 獨乙が、歐洲の政治的支配權獲得に努力してゐる事並びに全歐洲諸  
 國を其の意中に攻める欲望を持つてゐる事を確認した。此は、英國  
 に對つてもソ聯にとつても同様危険な事である。それ故兩國は獨乙  
 に對する目前の爲に共同政策を採る事を協定しなければならぬ。  
 英國政府は現状維持の爲にバルカン諸國の統一と之が指導とは正し  
 くソ聯のなすべき仕事であり。又（トルコ）海峽に於けるソ聯の



利益は保障されねばならない、と云ふ意見である。
 スターリンの答は左の如きものであつた。彼は歐洲に於て
 如何なる國が政治的支配權を握るか如き危険は存在しないとして、
 獨乙によつて、歐洲が其の掌中に握られる様な危険は無いと見てゐ
 る。スターリンは獨乙陸軍の勝利がソ聯及びソ聯と獨乙との
 友好的關係を恐成するものではないといふ意見であつた。
 スターリンの意見は如何なる國もバルカン諸國の團結と指導に關し
 て獨占的役割を演ずる權利を持たない。ソ聯は其のヤリな使命の要
 求もしない。ソ聯は海峽に關するトルコの獨占的支配權に反對するといふのであ
 つた。

Kido-1

DEFE DOC 5 3085

次ノ加ク供地賣シマス  
自分修我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ野紙ノ印リ宣聲ヲ爲シタルト

宣聲供地賣

供地賣 山 餘

荒木貞夫 其他

22-10-23 (1st)  
22-10-24 (2nd)  
22-10-25 (3rd)  
(年報第一号)

野

紙

其

他

野口隆平裁判所

Kido-1

DEE DOC 3055

板市口際軍政裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒木

貞夫

其他

他

宣明供進者

供進者

山

餘

等

自分能我口ニ行ヘルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ内リ宣明ヲ爲シタルト  
次ノ加々供進者シマス



余山崎殿ハ宣旨上テノ御リ御述ス

一 余、山崎殿ハ四月十五下一月、月終内務省警保局長ニ在職セリ

二 内務省警保局長タリシ余ノ職務ハ全クニ於ル治安維持デアリ、且

事務ヲ末然ニ防止シ又テノ防止ノ爲ニ必要ナ措置ヲトルコト、又

余ノ任務ノ一部ナリ。カ、ル任務達成ノ爲民門ニ於ケル一般情勢

ヲ世ニ知悉シ且諸閣体ノ動向、目的ヲ諒解シアルコトガ必要ニシ

テ、余ハ余ノ部下ヨリ斯ル内容ニ付スル情報ヲ當ニ入手シアリタ

リ。

余ガ内務省警保局長ニ在職中四月十五下七月所開ヒ、五事件アリ

諸閣ニ依リ余ノ知レル處テハ同事件ハ前田虎雄、影山正治等ヲ指

導トスル三十余々ノ有様新陣營ノ血盟的一國ガ國家革新ノ旨

現ノ爲ニ之ガ阻害者タル親英米の現狀維持者、又ハ自由主義者ト

目サル、昔ヲ一トニ時殺セント昭知十五下七月五日未明此ノ一國

ガ手榴彈ヲ擲テ、日本刀其他多量ノ武器ヲ準備シ正ニ出發決行ニ

裏面白紙

2

移ラントセルヲ入手セル情報ニ依リ探知シ、末然檢尋シタル案件  
ナリ。其時本戸侯ハ内大臣タリ。警視廳ハ之等ノ時發案件ヲ取  
ベソノ時發ノ目録ハテノ如クナルコト判明セリ

1 政府代表トシテ米内首領

2 臣代表トシテ湯淺前内府、岡田元首領、原田熊雄男、牧野元内

府、木戸内府及松平宮内

3 時代表トシテ池田成勲外二名

4 政黨代表トシテ町田民政黨總幹外四名等ナリ

5 犯人達ハ十分ニ裁判サレ有罪トナリテ附置セリ。上列ノ目録ナリ

シ人々ニ對シテハ一定期間監禁ヲ附シタリ。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月二日 於 東京 湯島 洗足一丁目 大塚

保 薦 者 山 崎 啓 殿

立 立 分 人 ノ 面 前 ニ テ 宣 誓 シ 且 ツ 竊 名 捺 印 シ タ ル コ ト ヲ 証 明 シ マ ス

開 日 於 同 所

立 分 人 木 戸 幸 彦

裏面白紙

真  
心  
を  
以  
て  
誠  
意  
を  
示  
す  
べ  
し  
何  
事  
ヲ  
モ  
厭  
秘  
セ  
ズ  
又  
何  
事  
ヲ  
モ  
附  
加  
セ  
ザ  
ル  
コ  
ト

宣  
言  
書

署名捺印

山

崎

殿

裏  
面  
白  
紙



~~23-2-10~~

22-10-23  
100 2

(K)

De 2, Doo, 3074

却

ル

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

荒木貞夫 其他

官署供送者 米 内 光 政

自分發我國ニ行ハルル方式ニ依ヒ先ツ別紙ノ通り官署ヲ爲シタル  
上 次 ノ 如 ク 供 送 致 シ マ ス

裏面白紙

私、米内光政ハ茲ニ嘗テ立テ、其意ヲ爲シ、以下ノ叙述ガ真ニナル旨ヲ良心ニ托ケテ發言ス。

米内光政

一 弘和十五年（一、九四〇）一月十六日ヨリ同年七月廿一日迄ハ首相デアツタ。又小磯内閣、海相モ勤メタ。ソシテ昭和廿年（一、九四五）ニハ鈴木内閣ノ海相及昭和廿年（一、九四五）ニハ東久通内閣、海相デアツタ。

二 昭和十六年（一、九四一）十月十七日ノ貴臣會議ガ開カレタ當時、一般ニハ古シメ森ガ首相ニ任ゼラレ、ス彼ハ職争ニ訴ヘルヨリ先ニ、先ヅ米内トノ外交ニ對シテ其時ツテ居タコトヲ承知シテ居ル。ソレバカリデトク東郷大將ハ...

裏面白紙

昭和十六年一月十二日米國ニ對スル宣戰ノ大詔ガ下サレタ後ニ於テハ、日本國民全テ平和克復ニ就テ語ラウトスルモノハ居テカッタ。至テノ人々ガ戰爭完遂ニ全力ヲ盡サントシ、又愛國者タラント欲シテ居タノデアアルカ、之モ亦當然ノコトデアアル。政府ノ要意ニアル人々ハ、表面的ニ、公ニ語スラ、之モ亦當然ノコトデアアル。一方内輪デハ平和克復ニ就キ語り、戰爭ガ馬鹿ラシイト云フ批評ヲ加ヘテ居タノデアアル。斯ウ言ツタ事實ハ然シ、表面的ニハ何等公ニ語ラレテ居テカッタ。

新ル狀况下ニアツテ私ハ疑々木戸侯ト互ニ忌憚トク新ウシタ狀態ハ誠ニ苦シイ立場デアリ、又疑々カシイ狀態ダト語り合ヒ、又平和克復ニ就イテ汝々ハ如何ナル手ヲ出ツベニカラシムルコトヲ記意シテ居ル。戰爭ニ就キ當初ヨリ木戸侯ハ私ト同ジ意見ヲ持ツテ居タ。最モ重要ト專ハ平和克復ノ口火ヲ切ルノハ如何ナル時最ガ最難デアアルカト言フコトデアツタ。若シ時同早デアツタトシテ居タシ、木戸侯モ之ニ就イテ非常ニ懸念シテ居ラレタノデアアル。

裏面白紙

昭和廿年（一九四五）五月以降私ハ木戸侯ト平和克復ニ就イテ種々談合シタ  
 コトラ一層明確ニ記憶シテ居ル。昭和廿年（一九四五）六月五日頃戦争資源  
 調査ノ特別ト調査機関カラ戦争資源ニ就テノ計畫ガ作ラレ、之ハ御前會議ニ  
 提出サレタ。木戸侯ハ此ノ會議ニ出席セバ、平和克復ノモハ誰モ居トカツ  
 タ。會議終了後、私ハ木戸侯ト右ノ計畫ニ就テ話し合ツタガ木戸侯ハ、其ノ  
 計畫ハ合リニ貧弱デアルノデ戦争資源ハ計モ不可成デアリ、平和克復ノ爲ニ  
 何かノ手ガ打タレネバトライト話ツタ。  
 侯ハ彼ノ熱スルノヲ待ツテ居タノデアツタ。ソシテ私ハ木戸侯ガ内閣ニ對シ  
 句平工作ニツイテ何等カ爲スベク促シテ居ラレタ如キ印象ヲ受ケテ居タ。  
 木戸侯ハ平和克復論者ノ第一人者デアツタ。

裏面白紙

Def, Doc, 3074

右ハ立會人ノ印ニテ官蓋シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日於同所

立會人 木戸 彦

西曆二十三年（一九〇八年）二月三日 於

供進者 米内光政

目黒區富士見町一五〇五

裏面白紙

002.00053072

良心ニ従ヒ眞實ヲ語ル何事ヲモ欺ルセズ又何事ヲモ隠加セザルコトヲ  
誓フ

三  
三  
三

署名  
米内光彦

186

187

裏面白紙

Def, Doc # 2051

Exn,

Kido-4 E 3912

Handwritten notes on a slip of paper, including numbers and names like 'Kido' and 'E 3912'.

目分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宜誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供送致シマス

供 送 者 岡 田 啓 介

供 送 書 不 貞 夫 其 他

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他  
亞 東 國 際 軍 事 談 判 所

Kido-4 E 3912

目分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供進致シマス

宣 審 供 進 著 岡 田 啓 介  
供 進 著 岡 田 啓 介

荒 木 貞 夫 其 他  
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙



余、岡田啓介ハ宣旨上左ノ通り陳述ス。

一、余、岡田啓介ハ一九二四年（大正十三年）海軍大將ニ親任セラレ、一九三三年（昭和八年）一月總務役編入、一九三四年（昭和九年）七月内閣總理大臣トナリ一九三六年（昭和十一年）三月内閣總辭職ニ依リ退官ス。

余ハ一九四四年（昭和十九年）及一九四五年（昭和廿年）ニハ重臣ナリキ。

二、東條内閣ノ末期ニ余ハ内閣ニ戦争終結ニ努力スル人ヲ入レル必要アリト考ヘ、之ヲ若槻男、近衛公、平沼男及不戸内大臣ニ説キテ贊成ヲ得、ソレ迄ニハ余ハ島田海相兼軍令部長ノ職務ヲ解キテ米内海軍大將ヲ現役ニ復シテ海相トナスベク工作シ、之ヲ達成スベク多クノ人々ニ語りタルモ采サマリキ。

三、米内大將ヲ現役ニ復セントスル余ノ努力ハ小磯内閣成立ノ際ニ成功セリ所謂小磯米内聯立内閣ハ米内大將ヲ現役ニ復シ、海軍大臣

裏面白紙

四

昭和廿年（一九四五年）四月五日鈴木内閣ノ成立セル際ニ終戦ニ  
 導ク爲ニ同内閣ニ海相トシテ米内、外相トシテ東郷ヲ入レルコト  
 ニ盡方シ多クノ人ト話シ合ヒタリ。而シテ是等兩氏ハ海相ト外相  
 ニ就任シタリ。

昭和廿年（一九四五年）四月頃木戸侯ト余ハ極秘ニ戦争終結ニ  
 就テ語り合ヒタリ。此目的ノ性質上吾々ノ立場デハ非常ナル用  
 心ヲ必要トシタリ。侯ト余ノ意見ハ出來ルダケ早ク戦争ヲ終結ス  
 ルト云フ點デ一致シ居リタルモ之ハ強行スベキ問題デハナク、適  
 當ナル機會ヲ待タネバナラヌト考ヘタリ。余ハ諒テ松平侯ト此間  
 題ヲ討議シ、又余ノ考ヘヲ木戸侯ニ傳ヘルベク依頼セリ。其後余  
 ハ木戸侯ト競争ノ早期終結ニ付屢々語り合ヒタリ。此方面ニ於ケ  
 ル侯ノ努力ニツキテハ他デ述べラレテアル故余ハ余ガ侯ノ英雄的  
 努力ノ成功ヲ祝スルコトヲ除キテハ此所ニ繰リ返スコトヲ欲セズ。

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）一月三十一日 於

供述者 東京都世田ヶ谷區若林 岡 啓 介

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立 會 人 木 戸 孝 彦

裏面白紙

Def, Doc#3051

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト  
ヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印  
岡  
田  
啓  
介

裏  
面  
白  
紙

Kido -5

= E 39/3  
Def. DOC. #3050

9

22-10-23 (in 4)  
1941年10月23日  
(木下真一)

逓 東 郵 政 省 軍 需 課 第 一 所

米 利 加 合 衆 國 其 他

荒 木 貞 夫 其 他

宣 警 供 送 書

供 送 者 廣 護 久 息

自 分 儀 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 警 マ 案 シ タ ル 上  
次 ノ 如 ク 供 送 致 シ マ ス

Kido -5

= E 39/3

Def. Doc. # 3050

9

次ノ如ク供述致シマス  
自分儀我儀ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上

宣誓供述誓

供述者

廣

遠

久

息

荒木貞夫其他

對

亞米利加合衆國其他

憲東亞陸軍軍醫所

裏面白紙

一 私 廣瀨久忠ハ宣旨ノ上左ノ通り該述ス  
 一 私ハ昭和廿年二月小磯内閣ノ國務大臣兼内閣書記官長ニ就任セラ  
 レ同年同月退官セリ。昭和廿年八月私ハ東京都長官ニ任ザラレ昭  
 和廿一年一月退官セリ。私ハ現在如何ナル官職ニモ就任シ居ラズ。  
 一 私ハ昭和十三年以來米戸侯ヲ裁シク承知シ居リ。  
 一 今次大勲ノ終結ニ付米戸侯ガ内大臣トシテ早期ヨリ復舊ヲ願ヒ非  
 常ナル努力ヲナシタル事實ヲ私ハ前述ノ如キ侯トノ關係ヨリ熟知  
 セリ。特ニ昭和十九年七月小磯内閣成立ノ際ニ和平論者タル米内  
 海軍大將ヲ罷首相トシテ起用セント盡力シタル経緯、及同内閣ノ  
 期間中ニ於テモ常ニ機密ヲ見テ和平ヲ實現セントスル意思ヲ屢々  
 私ニ洩サレタコト、及ビ昭和廿年四月和平論者タル鈴木實太郎大  
 將ヲ首班トセル内閣ノ成立ニ盡力シタルコト並ニ鈴木實太郎大  
 將ヲ首班トセル内閣ノ成立ニ盡力サレ和平實現ニ努力サレタ事等  
 和平論者タル米内海軍大臣ト勸力サレ和平實現ニ努力サレタ事等

裏面白紙

193

194

ガ疑ゲ得ル。  
 就中米内海船ト候トノ筋力ニ就テハ私自身其ノ間ニ連絡ヲ努メ  
 タルコトモアリタリ。當時ハ木戸侯ヨリ和平問題ニ罷シ密ニ米内  
 海船ト懸談シタキ旨ノ連絡方ヲ依頼セラレ、私ハ直ニ米内海船ニ  
 連絡承諾ヲ得タルモノナリ。右ノ事例ニ依ルモ私ハ當時ノ情勢下  
 如何ニ兩者ガ秘密ニ和平ニ就キ勢力セラレタルカヲ長ク承知シ居  
 ルモノナリ。  
 私ハ米内海船ガ終戦後「終戦ニ就テハ何ト云ツテモ木戸侯ガ第一  
 ノ功勞者ダ」ト云ハレタルコトヲ明ニ記憶シ居レリ。

裏面白紙



Doc. No. 3050

昭和二十三年（一九四八年）一月二十八日  
於 東京都澁谷区藤ヶ岡町十六

供 述 者 長 瀬 久 忠

右ハ當立者人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス 3

同 日 於 同 所

立 者 人 木 戸 孝 彦

裏面白紙

Doc. No. 53050

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セサルコト  
ヲ誓フ

宜  
誓  
誓

署名捺印  
廣  
深  
久  
忠

裏面白紙

Kido - 6

E 3914

De2D0C3068

自分機我因ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

宣審供述書

供述者 細川 慶貞

宣審供述書  
22-10-23 (土 5)  
宣審(刑)及シニ(刑)別紙ノ通り  
(牛(刑)別紙ノ通り)

夫

其他

國

其他

宣審(刑)及シニ(刑)別紙ノ通り

Kido-6

E 3914  
DocID: 3068

如ク 自分 供送 我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宜管ヲ爲シタル上次ノ

宣管 供送 奮  
荒木 貞夫 其他  
亞米利加合衆國 其他  
極東國際事務裁判所

供送者 細川 靉 貞

裏面白紙

068000202

自分後我國に行はるゝ方式に従ひ先づ別紙の通り宣誓を爲したる上次の如く供述致します。

(一)私、細川護貞は宣誓の上左の通り陳述致します。

私は一九三六年四月公使近衛文麿の女公子と結婚し、従つて離れ、

私は一九四〇年七月二十三日より一九四一年十月十六日迄第二次及第三次近衛内閣の總理大臣秘書官に在任しました。

其後現時中は他の仕事をも違り乍ら近衛公の私設秘書として働き、

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓 供述書

供述者 細川 護貞

裏面白紙

更に一九四五年八月十六日東京逓内閣の無任所國務大臣に近衛公が  
 就任した時、其秘書官となり同内閣が總務職する迄在任しました。  
 (二)近衛公は木戸侯の終戦に就ての努力を常に「木戸の終戦に就ての努  
 力は驚嘆しいものであつた」と、私に話して居られました。  
 是は丁度公が藤崎へ使されること（之は實現しませんでした）が  
 なつて以來、終戦に到る期間常に口にされたことでした。

裏面白紙

04200043068

昭和二十三年（一九四八年）二月三日 於鎌倉市材木座

供進者 細川 稔 貞

若ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 穂後 重 政

裏面白紙

Def. No. 043068

誓  
心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣  
誓  
書

署名捺印 細川護貞

4

裏面白紙



Kido-7

3252  
E3915

22-10-23 (Sun)  
22-10-24 (Mon)  
22-10-25 (Tue)  
22-10-26 (Wed)  
22-10-27 (Thu)  
22-10-28 (Fri)  
22-10-29 (Sat)  
22-10-30 (Sun)

ク世述到ンマス  
色々味我隊ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ別経ノ通り宣警ヲ行ンタル上久ノ如

宣警供述者  
供述者  
石渡  
莊太郎

荒木貞夫  
其他

種車隊隊員等發邦所  
亞米利加合衆國  
其他

202  
E3915

ク  
供  
逃  
空  
ン  
マ  
ス  
ハ  
ル  
方  
式  
ニ  
從  
ヒ  
先  
ヅ  
別  
紙  
ノ  
通  
リ  
宣  
誓  
ヲ  
行  
ン  
タ  
ル  
上  
ス  
ノ  
如

宣誓供逃書

供逃者 石渡 莊太郎

荒木貞夫 其他

極東國際捕鯊船所  
亞米利加合衆國 其他

裏面白紙

私、石渡莊太郎は宣誓の上左の通り陳述する。

一 私、昭和二十年六月四日より昭和二十一年一月十六日迄宮内大臣の職にあつた。

二 昭和二十年六月三日宮内大臣就任の交渉を受けたが、其の際木戸は私に戦局は頗る急迫し、至急平和の機会を掴む必要がある旨を力説した。

三 宮内大臣就任後木戸内府は宮内省内の内大臣室に出勤してゐるので、少くとも一週に二、三回は行つたり來たりして會見した。同人は私に終戦に對する決意頗る固く種々の難題を突破して、八月十五日終戦に至る迄には苦心慘愴してゐると語つた。木戸の力は急速な終戦は大きな力の一人であつた。

四 其の詳細は木戸口供書に述べられてゐる通りである。併し終戦迄時局を持つて行つて死に

らるることを覚悟して居た。

裏面白紙

たいがそうも行かないかも知れないからと、黙り自分の殺された時の内大臣の後任に就て兩三回相談を受けた。木戸の意中の人は常原喜重郎氏であつた。

五 終戦になつて既内の混戦を勘からしむるには天皇陛下の御放逐を御願ひするのが此の際執るべき最上の途ではあるまいかと云ふことは

八月上旬頃より木戸内大臣と話し合つたことであつた。八月十一日午後木戸の來訪を受け、終戦に當り陛下のラヂオ放送に付、陛下

と御話甲上げたる處一應宮内大臣に相談せよとの事で相談に來たと云ふことであつた。私は宮内省として全然何等の異議をいふこと

を申述べた。經いて夕刻又木戸の來訪を受け陛下はラヂオ放送を實行さるゝ御考である旨を得へられたので政府と打合せ、直に其の

準備にかゝつた。昭和二十年八月十四日近衛師團の一部隊が宮内省を包圍した時藤島

版にすつた宣傳ビラを撒いた其の項目には「内大臣は君制の中心で

3

裏面白紙

あつて終戦に骨を折つて居るので之を除かなければならぬ」と書いてあつて木戸は其の生命をもらはれて居た。

菅夜直隊の指揮者は頼りに木戸と私の跡を追つて居たので、宮内省の私の部下は宮内省の地下室に在る金庫室に私を案内した。私の同室に入つたのは十五日の午前二時頃であつた、十分程して木戸が同じ室に到着した。

木戸は「相互に何時発見せられて殺されるかも知れぬが、歴史はもう導つた。

終戦にはなる、殺されても、もういゝ」と云つてみた。

東部軍司令官宮田中監軍大將が駆けつけて来て包圍して居た軍隊を引かしたので兩人共十五日の朝八時頃金庫室を出た。

父

裏面白紙

昭和二十三年（一九四八年）二月一日於 東京都世田谷區成城町四五五

供 述 者 石 渡 莊 太 郎

右ハ嘗立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ罌冬捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 木 戸 孝 彦

5

裏面白紙

良心ニ従ヒ  
眞實ヲ  
述ベ  
伊  
墨ヲ  
モ  
秘  
ヒ  
ス  
又  
伊  
墨ヲ  
モ  
附  
加  
セ  
サル  
コ  
ト  
ヲ  
モ  
フ

直  
書

署名捺印  
石  
渡  
莊太郎

6

207

208

裏面白紙

22-10-23  
in 7.

23-2-10

(R)

Def. Doc. #3049

Exh. NO

次ノ如ク供述致シマス  
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上

宣 誓 供 述 者

町 村 金 五

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

裏 面 白 紙



私、町村金五ハ宣誓ノ上左ノ通り陳述ス。

一 私ハ長年各部ノ長トシテ内務省ニ勤務セリ。私ハ昭和廿年四月六日ヨリ八月十六日迄鈴木内閣ノ下デ警視總監トシテ勤務セリ。

二 私ハ當時警視總監タリシ故之ノ間ノ消息ヲ知悉セルモノナルガ終戦ノ際ニ於ケル侯ノ活動ハ殊ニ眼裏マシク、軍中堅層ノ一部之ニ呼應スル一部右翼團體ノ徹底抗戦ノ空氣ノ中ニ在リテ鈴木首相ト相提携シテ遂ニ御聖斷ヲ仰ギテ軍部ヲ抑ヘテ「ホツダム」宣言ヲ受諾シ終戦ヲ招來スルニ至リシコトハ當時ノ逼迫セル情勢ノ報告ノ爲ニ訪問セル私等ニモ明確ニ看取シ得タルトコロナリ。

三 私ガ職務上得タル報告ニヨリ私ハ一部國內ノ主戦派ガ和平工作ノ主謀者ハ木戸内大臣ナリシト、二回ニ亙リ同侯ノ暗殺ヲ企テタルモ、其ノ目的ヲ達セザリシコトヲ知レリ。當時私ハ警視總監トシテ木戸侯ノ身邊ノ警戒ヲ嚴ニスルノ要アルヲ認め、一九四五年

裏面白紙

八月九日以來自邸、私ニ警戒員ヲ二名カラ二十五名ニ増派シタリ  
 終戦ニ反對シ本土ニ米軍ヲ迎ヘテ自殺的決戦ヲ試ミントスル主  
 戦派ノ中ニ尊攘同志會ナルモノアリ。此ノ團體ニ屬スル摺建一甫  
 摺建富士夫、宮崎清吉等十數名ハ和平工作ノ主動者ハ木戸内大臣  
 ナリトシ、一九四五年八月十三日東京都内省線附近數ヶ所ニ「バ  
 ドリオヲ斃セ」或ハ「木戸ヲ誅セヨ」ト記シタル不穩文書ヲ貼付  
 ケ、須山、宮崎等七名ハ木戸内大臣ヲ暗殺スル目的ヲ以テ手榴彈  
 拳銃、日本刀ヲ携ヘテ一九四五年八月十五日早曉、赤坂區新坂町  
 所在木戸侯私邸ヲ襲撃シ同邸ヲ警戒中ナリシ巡査ト争鬪シ、麻生  
 巡査ニ日本刀ヲ以テ斬付ケタルモ、暗殺ノ目的ヲ達セザリシモノ  
 ナリ。

裏面白紙

五

更ニ翌一九四五年八月十六日早既再ビ四人組ノ暴漢ガ木戸侯ノ假宅  
タル赤坂區新坂町所在和田小六博士邸ヲ襲撃シタルガ其時木戸内大臣  
不在ナリシ爲暗殺ノ目的ヲ果サズ逃走シタルモノナリ。

六

石ノ一派十二名ハ逃亡シ芝區愛宕山々頂ノ茶屋ニ立籠リ居ルコトヲ  
深知シ、一九四五年八月十八日午前四時半山頂ヲ包圍シテ逮捕セント  
シタルモ犯人等ガ手榴弾ヲ豊富ニ所持セル爲警官ノ犠牲大ナルベキヲ  
慮リ、包圍態勢ノ儘持久戦ニ入り數回武器ヲ抛棄シテ任意出頭ヲ警告  
シタルモ應セズ、遂ニ八月二十二日午前五時半暴風雨中ニ威嚇發砲ヲ  
試ミツツ機撃ヲ決行セル處、多少抵抗ノ後一齊ニ各自手榴弾ヲ自己ノ  
脚ニ投付ケ自殺ヲ遂ゲタリ。十二名ノ中二名ハ八月十八日ノ包圍後  
除ヲ脱シテ下山セルヲ以テ之ヲ逮捕シ一名ハ手榴弾自殺ノ際急風ニ投  
ゲ倒サレテ入幕不省ニ陥リ、覺醒後逃走ヲ企テタルモ之ヲ逮捕シタリ  
右三名ノ外愛宕山ノ山籠ニ加ハラサリシ右ノ一派ノ首領株ナル指建  
一甫、須山秀吉、官崎清吉ヲ逮捕シ之等ノ者ヲ取調ベノ結果此ノ暗殺  
團ハ指建一甫ガ陸軍省軍務課ノ囑託ナリシ關係ヨリ畠中少佐、田島少

七

一甫、須山秀吉、官崎清吉ヲ逮捕シ之等ノ者ヲ取調ベノ結果此ノ暗殺  
團ハ指建一甫ガ陸軍省軍務課ノ囑託ナリシ關係ヨリ畠中少佐、田島少

裏面白紙

De r. Doc. 3049

ノ 佐、白木少佐等ノ草人ト相織リ、  
行 勤ニ懸スル情報ヲ待ツツアリシ事  
動 實判明セリ  
ニ 訪問シテ官中ノ重臣

裏面白紙

De r. Doc. #3049

昭和二十三年（一九四八年）一月二十八日 於

供 送 者 榎 東 草 葦 裁 判 所 ニ 於 テ

町 村 金 五

右ハ富立曾人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ証明シマス

同 日 於 同 所

立 曾 人 木 戸 孝 彦

裏面白紙

Doc. Doc. #3049

誓フ  
良しニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セス又何事ヲモ附加セザルニトラ

三

誓

誓

署名捺印

町

村

金

五

214

215

裏面白紙

22-11-3 45  
Det. Doc. 2575-A

Exh. no 3291

精類 一 郎

挿入不明(清瀬)

一 病 名 高血圧症

右ノ疾病ニ因リ富分ノ商安静養ヲ必要ト認ム

右 診 候 也

昭和二十二年九月廿七日

東京都目黒區富士見台一五五二番地  
醫師 五百 巖 只 雄

診 斷 書

目黒區富士見台一五五二番地  
米 内 光 政 (六十八才)

裏面白紙

Def, Doc#3075

清和一郎

却

診  
斷  
書

一病名 高血壓症  
右ノ疾病ヲ有シ一月二十八日假性尿毒症發作アリタルヲ以テ營分  
ノ間安靜療養ヲ必要トス  
右 診 斷 書 也

昭和二十三年二月三日

目黒區富士見台一五四五  
米 丙 元 政  
(六十九歳)

醫師 五百藏 雄  
東京都目黒區富士見台一五五二番地

裏面白紙